

法務委員會議録 第十二号

昭和二十六年十一月十四日(水曜日)

午後一時十四分開議

出席委員

委員長代理 澤田 富三君

委員 北川 定務君 澤田 好文君

委員 猪俣 浩三君

委員 鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君

委員 花村 四郎君 松本 弘君

委員 眞鍋 勝君 小野 孝君

委員 田万 廣文君 梨木 作次郎君

委員 世耕 弘一君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君

文部大臣 天野 貞祐君

出席府縣委員

國家地方警 澤淵 増己君

警察本部次長 佐藤 達夫君

法制意見長官 草鹿 淺之介君

刑政長官 稲田 清助君

文部事務官(大 學事務局長) 稲田 清助君

警務局長(國家地方警 察本部警務局長) 柏村 信雄君

檢察長(法務府 正保護局長) 古橋 浦四郎君

檢察事務官(法務府 別審査局長) 吉河 光貞君

專門員 村 敏三君

專門員 小 貞一君

十一月十二日

委員 高橋 英吉君 辭任につき、その補

欠として 平澤 長吉君 が議長の指名で

委員に選任された。

同月十三日

委員 平澤 長吉君 辭任につき、その補

欠として 高橋 英吉君 が議長の指名で

委員に選任された。

十一月十四日

委員 石井 繁九君 辭任につき、その補

欠として 井上 良二君 が議長の指名で

委員に選任された。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

十一月十四日

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)を改正する法律案(内閣提出第三九号)

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

猪俣 浩三君 が理事に補欠當選した。

同日

判 事											判 事 補											簡易裁判所判事																					
一 号	第1,000円	二 号	第1,500円	三 号	第1,100円	四 号	第1,000円	五 号	第1,100円	六 号	第1,200円	七 号	第1,300円	八 号	第1,400円	九 号	第1,500円	十 号	第1,600円	十一 号	第1,700円	一 号	第1,800円	二 号	第1,900円	三 号	第2,000円	四 号	第2,100円	五 号	第2,200円	六 号	第2,300円	七 号	第2,400円	八 号	第2,500円	九 号	第2,600円	十 号	第2,700円	十一 号	第2,800円

十二号	二五,000円	十三号	二五,000円	十四号	二五,000円	十五号	二五,000円
-----	---------	-----	---------	-----	---------	-----	---------

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。
 - 昭和二十六年九月三十日において改正前の別表に掲げる一号から六号までの報酬を受ける判事補及び三号から八号までの報酬を受ける簡易裁判所判事の同年十月一日における報酬の号は、判事補についてはそれぞれ二号、四号、六号、八号、十号及び十一号とし、簡易裁判所判事についてはそれぞれ六号、八号、十号、十二号、十四号及び十五号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる一号から六号までの報酬を受けるに至つた判事補及び三号から八号までの報酬を受けるに至つた簡易裁判所判事のその受けるに至つた日における号についても同様である。
 - 裁判官が昭和二十六年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた報酬その他の給与は、この法律による報酬その他の給与の内払とみなす。
- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部

別表		区 分	俸給月額
検 事 総 長	次 長 検 事 長	東京高等検察庁検事長	その他の検事長
五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円
四、二〇〇円	三、七〇〇円	三、七〇〇円	三、七〇〇円
三、七〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円	三、二〇〇円
三、二〇〇円	二、七〇〇円	二、七〇〇円	二、七〇〇円
二、七〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円	二、二〇〇円
二、二〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円	一、七〇〇円
一、七〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円
一、二〇〇円	七〇〇円	七〇〇円	七〇〇円
七〇〇円	六〇〇円	六〇〇円	六〇〇円
六〇〇円	五〇〇円	五〇〇円	五〇〇円
五〇〇円	四〇〇円	四〇〇円	四〇〇円
四〇〇円	三〇〇円	三〇〇円	三〇〇円
三〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
二〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
一〇〇円	五〇円	五〇円	五〇円
五〇円	二〇円	二〇円	二〇円
二〇円	一〇円	一〇円	一〇円
一〇円	五円	五円	五円
五円	二円	二円	二円
二円	一円	一円	一円
一円	五角	五角	五角
五角	二角	二角	二角
二角	一角	一角	一角
一角	五銭	五銭	五銭
五銭	二銭	二銭	二銭
二銭	一銭	一銭	一銭
一銭	五厘	五厘	五厘
五厘	二厘	二厘	二厘
二厘	一厘	一厘	一厘
一厘	五毫	五毫	五毫
五毫	二毫	二毫	二毫
二毫	一毫	一毫	一毫
一毫	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	五微
五微	二微	二微	二微
二微	一微	一微	一微
一微	五纖	五纖	五纖
五纖	二纖	二纖	二纖
二纖	一纖	一纖	一纖
一纖	五忽	五忽	五忽
五忽	二忽	二忽	二忽
二忽	一忽	一忽	一忽
一忽	五微	五微	

を次のように改正する。
第九條中「三万七千円」を「五万円」に、「二万八千二百円」を「二万八千二百円」に改める。
別表を次のように改める。

副 検 事

一 号	二五,000円
二 号	二五,000円
三 号	二五,000円
四 号	二五,000円
五 号	二五,000円
六 号	二五,000円
七 号	二五,000円
八 号	二五,000円
九 号	二五,000円
十 号	二五,000円
十一号	二五,000円
十二号	二五,000円
十三号	二五,000円
十四号	二五,000円

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

2

昭和二十六年九月三十日において改正前の別表に掲げる五号から十二号までの俸給を受ける検事及び一号から八号までの俸給を受ける副検事の同年十月一日における俸給の号俸は、検事についてはそれぞれ七号、八号、十号、十二号、十四号、十六号、十七号及び十八号とし、副検事についてはそれぞれ二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三号及び十四号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる五号から十二号までの俸給を受けるに至つた検事及び一号から八号までの俸給

を受けるに至つた副検事のその受けるに至つた日における号俸についても、同様である。

3 検察官が昭和二十六年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給与は、この法律による俸給その他の給与の内払とみなす。

○大橋國務大臣 ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由を、便宜一括して御説明申し上げます。

政府は、最近における生計費及び民間の賃金の変動、その他の事情にかんがみまして、国家公務員の給与を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出し、現に御審議を仰いでおりますことは御承知の通りでございます。

そこで裁判官及び検察官につきましても、一般職の職員等の例にならい、その給与を改善する必要があると認めて、この両法律案を提出いたしました次第でございます。

この両法律案は、この趣旨に従い、裁判官及び検察官の報酬または俸給の額を増加するために、両法律の各別表を改正いたしますとともに、裁判官の報酬等に関する法律第十五條と、検察官の俸給等に関する法律第九條に定めるところとするものでございます。この両法律案による改正後の別表、及び右各條に定めらるる報酬または俸給の各月額を、現行のそれに比較いたします

と、その増加比率は、大体一般の官吏の俸給月額増加比率と同様でございますが、判事補、三号以下の報酬を受ける簡易裁判所判事、五号以下の俸給を受ける検事及び副検事につきましては、人事行政上の便宜を考慮して、その号俸の数を約二倍に増加することといたしております。

次に附則におきましては、一般の官吏の例にならぬ、この法律は本年十月一日にさかのぼって適用することとしたしましたほか、ただ今申し上げました報酬または俸給の号数の増加に伴い、前述の裁判官及び検察官について、その受ける報酬または俸給の号を調整する必要があるもので、そのための必要な経過規定を設けたのでございます。

以上がこの両法律案の提案の理由でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○押谷委員長代理 ただいま裁判所職員臨時措置法案及び裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案が付託されましたので、この際政府より提案理由の説明を求めます。

裁判所職員臨時措置法案

裁判所職員臨時措置法案

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の職階制、試験、任免、給与、能率、分限、懲戒、保障、服務及び恩給に関する事項については、他の法律に特別の定めのあるものを除くほか、当分の間、左に掲げる法律の規定を準用する。この場合において、これらの法律の規定（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二十九條第五項及び第三十

八條第四号の規定を除く。中「人事院」とあるのは「最高裁判所」と、「人事院規則」とあるのは「最高裁判所規則」と読み替へるものとする。

一 国家公務員法（第一條から第二十六條まで、第二十八條、第五十五條、第六十三條第二項、第六十四條第二項、第六十七條、第七十二條第二項、第七十三條第二項、第九十五條及び第九十八條第四項の規定並びにこれらの規定に関する罰則を除く。）

二 国家公務員の職階制に関する法律（昭和二十五年法律第百八十号）

三 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第二條、第十條第三項及び第二十四條の規定を除く。）

四 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第百号）（第三條第二項の規定を除く。）

五 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）

附則
一 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

二 この法律は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、この法律の本則に掲げる法律の規定によつて生じた効力を妨げない。

三 この法律の施行前にこの法律の本則に掲げる法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律の適用については、この法律の規定によつてしたものとみなす。

四 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

5 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第十八号中「第八号及び第十二号に掲げる秘書官」を「第八号に掲げる秘書官及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）に定める裁判官の秘書官」に改める。

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案

第一條 裁判所職員定員法（昭和二十六年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二條 次のように改める。

第二條 裁判官以外の裁判所の職員（執行吏、非常勤職員、二箇月以内の期間を定めて雇用される者及び休職者を除く。）の員数は、二百四百三十五人とする。

第二條 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十五條第一項及び第五十六條の二第一項中「別に法律で定める員数の」を、第五十七條第一項、第五十八條第一項及び第六十條から第六十一條の五までの各第一項中「通じて別に法律で定める員数の」を削る。

附則
一 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

二 この法律は、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、この法律の本則に掲げる法律の規定によつて生じた効力を妨げない。

三 この法律の施行前にこの法律の本則に掲げる法律の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律の適用については、この法律の規定によつてしたものとみなす。

四 この法律の施行前にした行為に

2 改正後の裁判所職員定員法第二條の規定による定員をこえる員数の職員は、昭和二十七年六月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

3 この法律の施行に基き定員の改正により、昭和二十七年一月一日から同年六月三十日までの間において降任され、免職されその他不利益な処分を受ける者については、裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第 号）の規定にかかわらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十九條から第九十二條までの規定は、準用しない。

○大橋國務大臣 ただいま議題となりました裁判所職員臨時措置法案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、裁判所の職員中裁判官及び裁判官の秘書官は、国家公務員法上初めから特別職となつておるものであります。その他の裁判所職員は、一般職に属する職員としての取扱いを受けて参つておるのであります。しかしながら元来これらの裁判所職員は、国会職員と同様に、行政府に属する職員とはその系統を異にするものでございまして、国家公務員法その他一般職に属する職員に適用いたします法律の規定を、そのまま裁判所職員に適用いたしますことは適當ではなかつたのでございます。そこで昭和二十三年法律第二百二十二号によつて国家公務員法の一部が改正せられました際に、その改正法律の附則第十一條におきまして、裁判所の職員は昭和二十六年末ま

でを限つて国家公務員法に定める一般職に属する職員とする旨を規定いたしましたとともに、去る第十回国会において成立いたしました裁判所法等の一部を改正する法律第三條におきまして、昭和二十七年一月一日以降はこれを特別職に属する職員として取扱う旨を明確にいたしました次第であります。

そこで政府は、最高裁判所の事務当局の協力のもとに、裁判所職員に適用すべき人事行政上の根本基準を定め、研究するための法律の制定について、研究及び準備を進めて参つたのでござい

ますが、たゞ／＼国家公務員法その他の人事関係の法令について再検討の議もございまして、この結果、裁判所職員に關する法案は、これらの法令に關する検討の結果ともならみ合せてなお慎重に研究の上提案いたしたいと存するのであります。

しかしながら、ただいま申し上げましたごとく、裁判所職員は、来年一月一日からは、すべて特別職となりま

するもので、この際何らかの暫定的措置を講ずる必要があると存じます。そこで一般職たる国家公務員に適用されま

する法律の規定中、人事院の国会、内閣または関係庁の長に対する勧告権に關する規定等その性質上不適当と思われま

すものを除き、その他の必要な規定を、当分の間裁判所職員について適用すべきものとして、この法律案を提出いたした次第でござい

ます。何とぞよろしく御審議を御願ひいたします。

次に同じく議題になつております裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。政府は行政費を節約するとともに、

行政事務の簡率化をはかりますため、各省庁の事務を簡率化したし、その人員を相当数削減することとしたのであります。この法律案はこれに対応いたしまして、裁判所につき事務の簡率化により、裁判官以外の裁判所職員を削減するため、裁判所職員定員法の一部を改正するとともに、これに関連して裁判所法の一部を改正することを目的とするものであります。

まず裁判所職員定員法に関する改正について申し上げます。裁判所に提起される各種事件は全般的に依然増加の傾向にあり、しかも訴訟の促進が叫ばれておりますこと等を考慮いたしますと、裁判所職員の現在の定員は決して多きに失するとは存ぜられないのであります。この際、簡率化の促進により、人員の整理を行うこととしたし、司法研修所教官、裁判所事務官その他の職員について合計八百九十九人の定員を減少することとしたのであります。

なお従来職員及び傭人たる裁判所職員については、裁判所法の規定との関連において予算上その定員が定められていないにすぎず、また裁判官以外の裁判所職員の定員については、職種別にその定員が定められておりましたところ、この点はむしろ行政機関職員定員法の場合と同様に、職員及び傭人たる裁判所職員をも含めまして、裁判官以外の裁判所職員の定員につきましては、その総員数を一括して規定するのが適当であると考えましたので、今回の定員の改正と関連いたしまして、この趣旨に基く規定の改正を加えることとしたのであります。

次に裁判所法に関する改正について申し上げます。この改正は右に申し上げました通り、裁判官以外の裁判所職員の定員についてこれを総合的に定めることに裁判所職員定員法の規定を改正するに伴い、裁判所法の規定に所要の整理を行うためのものであります。

最後に、この法律案の附則であります。このたびの裁判所職員の人員整理につきましても、一般公務員に対する行政整理の場合と同様、六箇月の猶予期間を設け、その間は新定員を越える員数の裁判所職員を定員の外に置くことができるものとするとともに、今回の定員の減少に伴い整理される者につきましては、いわゆる審査請求の制度を適用しないこととしたのであります。

以上この法律案の内容の概略について説明を申し上げた次第でございます。何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○押谷委員長代理 ただいま提案の理由の説明を聴取いたしました四法案に対する質疑は明日行うことといたします。

○押谷委員長代理 次に、法制に関する件について調査を進めたいと思ひます。衆議院の通告がありますので、これを許します。佐藤昌三君。

○佐藤委員 今回対日平和条約が調印されました。まさに国会も批准のための承認が求められつつあるものであります。この平和条約の内容は、すでに周知のごとく、和解と信頼のための講和なりとして、いまだ史上に見ざる特色を示しておるのであります。私も

もとより日本の立場からこれに対して大なる感謝を持つと同時に、連合国に対する最大の敬意を表する次第であります。しかしながら講和と信頼の間のためであると同時に、正義の講和でなければならぬのであります。トルーマン大統領もまたダレス特使も、過

一般のサンフランシスコの講和会議において、この講和は復讐のためではないといふことを力説されております。また真珠湾攻撃やバタワン半島の死の行軍も忘れはしないと言われております。われわれも同様に忘れるべきは長崎における原子爆撃もまた忘れることのできない問題であります。しかしながらすべての勝利の立場を脱却して、真の平和を指向してこの條約が恩

響のかたに建設されんとする今日であります。私はこれを正義の講和とらしめるがためには、一つの問題が残されておるのではないかと考え、またその感想を若干持たざるを得ないのであります。それは具体的に申し上げますならば、この戦争犯罪人を講和を契機としていかに処遇するかという問題であります。当法務委員会は法と正義を援ぐる委員会でもあります。この戦争、立場から戦争犯罪人に対する問題は、当委員会としても重大なる関心事でなければならぬと確信いたす次第であります。かような見地から私は以下若干なるべく簡潔に戦争犯罪問題について政府に質疑いたしたいと考えるのであります。

まず第一にお伺いしたいのは、あるいは外務当局なり法務府なりの方の関知される限度においてけつこうでございますが、戦争犯罪というものは、今回の講和條約の調印によつて、

全部終了したものであるかどうか、なお逮捕とかあるいは裁判とかいうような問題が残されておるかどうか、打切りにしたものであるかどうかという点を、あらかじめ承知いたしておきたいのであります。

○大橋國務大臣 戦争犯罪という問題は、これはわが国といたしましては、ポツダム宣言の受諾によつて引越つて来た問題である、こう考へておるわけでございます。今回の講和條約の締結によりまして、当然ポツダム宣言というものは、関係国の間で効力を失うものと存じますので、今後調印国のおきましては、戦争犯罪という問題は発生之余地がないものと心得ております。

○佐藤委員 法務府の御見解には、私も賛意を表する次第であります。

次にこれまでに、いわゆる戦犯として処刑された者、あるいは現に受刑しつつある者というふうなもの、概況について、あるいは数字的に、あるいは受刑地の場所別に、もし資料がありましたら、この際承つておきたいのであります。

○大橋國務大臣 政府委員より答弁いたさせます。

○古橋説明員 ただいま戦犯として内地で受刑中の者は、約千四百五十名でございます。すでに刑を終えて仮釈放または満期釈放で出た者も相当ございます。大体二百五十名程度が仮釈放で出ておりまして、観望中でございます。そのほか若干すでに満期釈放で出た者もおります。外地におきま

数はつまびらかにいたしません。なおそのほか、すでに極刑の刑を受けた者がござりますが、その数はたゞいま

ちよつと手元に持ち合せておりません。

○佐藤委員 外地における受刑者等についても、われわれとしては詳細に承知いたしたいのであります。これは後日調査の結果御報告を承ることにいたしまして、特に最近世間の注目を引いておる東京裁判の受刑者あるいはフイリピンにおいて死刑宣告を受けながら、いまだその執行をされていない者があつたというふうなものについて、もし御説明が願えれば、これもあわせて承知いたしておきたいのであります。

○大橋國務大臣 現在フイリピンにおきましては、総数百数十名、このうち約六十名が死刑の宣告を受けて、なお執行されずにおる者の数と聞いております。なお在外受刑者といつたしましては、このほかに豫州に二百四十名という数字が伝えられております。なお東京裁判については、後は取調べの上お答え申し上げます。

○押谷委員長代理 この際佐藤君に申し上げますが、法務総裁は二時から参議院の会議に出られますので、あらかじめ御承知を願ひたいと思ひます。

○佐藤委員 法務総裁に承つておきたいのです。参議院でも所信を御披露になつたように承知しておりますが、この講和を機会に、これは国内犯罪を含めて、一般に恩赦の措置がいかに構想されておるか、簡単にけつこうでありますから、衆議院の法務委員会としてもこの際一応承つておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 恩赦のことにつきましては、かねて本会議においてもお答え申し上げました通り、何分にも今回の平和條約の締結ということが、日

本といひましては、被占領地でありましたものが独立をするという、歴史的にきわめて意義深い時期でございすので、この機会に恩赦法によるこの恩赦を行いますに、まことにふさわしい時期ではなからうかと存するわけでございます。そこで具体的な時期をいましては、いよいよ現実的に独立をする時期、すなわち講和條約の効力発生の時期をもつて恩赦の發動をいたすようにいたしたい、こう考えておるわけでございます。この恩赦につきましては、法務府といたしましては、各般の準備を進めておる次第でございますが、何分未曾有の有意義な機会でございますので、従来の先例等にとらわれることなく、広く受刑者に対して恩恵を与えるようにいたしたい、この機会を真に国家再建のために有意義な機会たらしめるという方針のもとに、調査を進めておるような次第でございます。特に戦時中あるいは戦後におきます過渡的な時期に、いろいろ戦時的な立法が行われておりますが、これらの法規は、この講和條約によりまして解消するものが大部分でございますが、こういう戦争遂行のための法規に觸れて刑罰を受けておる、しかもその法規は今後において引続き存続せしめる必要がない、こうした廃止されるような戦時立法による刑余者につきましては、できるだけ大赦を行うというようにことが、適切ではないかと考えておるのであります。なお受刑者の範囲につきましても、できるだけ広く考へておりますし、また恩赦の方法といたしましても大赦、特赦、減刑等、広く行うようにいたしたい。ただいま当局において準備を進めておる次第であります。

次に戦争犯罪その他外国の軍刑法廷の裁判をわが国は平和條約第十一條によつて受諾をいたし、日本国内において拘禁されております日本国民に対する刑の執行は、今後日本政府が担当いたしますことに相なるわけでございますが、この引継ぎは講和條約の効力によつて行われると存じます。発効後におきましては、政府といたしましてはこの條約において日本政府に許されておりますところの権限によります赦免、減刑、仮出獄等に対する、關係国政府に対する勸告権の行使に当りましては、十分に注意をいたしまして、でき得る限り国民のこれらの戦争犯罪者として処刑されております者が早く釈放されまうように、できる限りの努力をいたしたい、かように存じておる次第でございます。

○押合委員長代理 速記をとめて。
〔速記中止〕

○押合委員長代理 速記を始めて。
○佐瀬委員 戦争犯罪及び犯罪人の法的性格というものが、ニュールンベルグ裁判及び東京裁判あるいは学界の論説等を通じて、今日相當論議されておるのであります。一九四二年一月十三日の九連合国によつて発せられたセント・ジュームス宮殿の宣言という有名なものがございす。これによると、當時もつぱらドイツの戦犯を対象にして論議されたのでありますが、この宣言の結論として、戦犯は近代文明諸国の理解する意味における政治犯罪人であることを確信すると記載されておるのであります。言いかえるならば、

戦争犯罪は普通の犯罪にあらずして、政治犯罪であるというふうに性格づけられておるのであります。元來政治犯罪については国内刑法において、また国際刑法において、特別に寛大な処遇をするというのが古今東西一致した原則であります。国内刑法においては名譽拘禁制を採用するとか、あるいは国際刑法においては、政治犯罪が不当に処罰されないように、逃亡した場合に庇護する庇護権があるとか、いろいろと寛大な処遇方法が政治犯罪人について講ぜられ、かつ制度化され、実施されて今日にまでおるのであります。私は講和を契機として、連合国がみずからかように解釈を下しておるこの戦争犯罪、すなわち政治犯罪であるという考えのもとに、でき得べくんば東京裁判における受刑者に対しては、極東國際軍事裁判所條例第十七條を活用されんことを連合國最高司令部に期待するとともに、せつかく平和條約第十一條において相當寛大な処置がなし得る道を開かれた今日において、政府が關係諸國と十分折衝されて、この二つの方法に基いて戦争犯罪人を、あげてわれわれとともに和解のための、しかし正義のための講和の祝福に均霑せしめていたきたいということをこの際強く政府にも善処方を要望して、その点の質疑を終りたいと思ひます。

次に平和條約第十一條の解釈に関連する問題であります。この條約によると、日本が極東裁判あるいは各地の戦争犯罪の軍刑法廷において下された判決を受諾する、そして刑の執行に就いて国内にある受刑者を担任するということになつておるわけでありすが、この判決受諾という意味が多少あいまいな点があるように見受けるのであります。申し上げるまでもなく、裁判というものは法を大前提として、また事実を小前提として三段論法で結論づけられた判決本文によつて構成されております。ところが戦争犯罪に適用するべき法そのものについて、あるいは軍律あり、あるいは成文化された國際條約あり、あるいは國際慣習ありで、なか／＼この法自体が捕捉しがたいものがあるものであります。しかしして事実については、外地における戦争犯罪、特に俘虜虐待とかいふような事柄になりますと、言語の關係あるいは弁護の不十分等いろいろ点からして、事実を証拠上確定することがきわめて困難であるにもかかわらず、そういう方に基いて、またそういう事実のとなえあるいは有期の懲役に処されておるといふのが戦犯裁判の実相であります。そこでこの條約第十一條のその判決を受諾するといふ意味は、そういう法やまた事実等の前提とされた事柄をも全部含めて、裁判全体として日本がそれを承認する意味であるのか、あるいはさにあらずして単に有期懲役あるいは無期懲役というようなものに処せられたその結論的な本文だけを日本が承認して、その刑の執行を連合国にかかわつて、あるいは委任に基いて、あるいは委託に基いてその執行の任に當るにすぎないのかどうか。もし法や事実の認定についてもこれが日本政府として受諾するということであると、いわゆる再審すること、すなわち再び調べ直しをするということとは、これは除外され、出来ないうことにもなるように考えられ、もしまたそうでないとするならば、あるいはこれに対する再審なり、あるいは異議の申立てとかいつたような、さらに根本的に救済する道がなおそこに許されておるやにも思われるが、どうか。御承知のように平和條約第十七條ですか、これには外人に対する日本裁判が戦時中粗雑であつたために、再審制度を設けて日本が審理し直すということが約定されております。私はひとり外人に限らず、正義の前には日本人も差別する必要はないと思ふ。従つても十七條の精神がこの場合に振りかえられるならば、十一條の場合について日本として考えるべく、あるいはこの條約自体について解決されないならば、將來の外交交渉なり折衝によつてそういう救済の道がな開かれる余地があるのではないかとはいふふにも考えるので、政府としてはこの十一條の判決受諾という意味を、現在においてはいかように考えられておるか。またもしそういう再審制度が將來交渉によつて設けられる余地があるように見通されておるのであるかどうかといふことについて、政府の所見を承つておきたいのであります。

○大橋國務大臣 極東軍刑法廷あるいは連合國の戦争犯罪法廷におきます裁判というものは、これは申すまでもなく日本の法律による裁判ではないのであります。従ひましてまたそれのみならず、これらの犯罪とせられておりまする行為そのものも、あるいは國際法上の通念により、あるいは人道上の理由によつて犯罪とせられておるものとは思ひますが、しかし国内法によるところの犯罪と目すべきものでは、いかなる意味においてもありません。實質上は国内法において犯罪とする事柄と同じ

ような非人道的な活動はあつたかも知れません。しかしそれが国内法による犯罪ではないということは、これは争う余地がない。しかしながら第十一條におきましては、これらの裁判につきまして、日本国政府といたしましては、その裁判の効果というものを受諾する。この裁判がある事実に対してある効果を定め、その法律効果というものを認める。これは確定のものとして受入れるという意味であると考えられるわけであります。従いまして今後これらの受刑者に対する刑の執行にあたりまして、日本政府が日本の裁判所あるいは行政手続によつてその判決の内容を再審査するというようなことは考えられないと思ひます。一応確定の裁判としてこれを受諾する。但しこの確定の裁判の執行にあたりましては、條約においても明らかにせられておりまするごとく、赦免、減刑、仮出獄等のごとき執行上の行政的措置は可能なものとございまして、この行政的措置につきましては、日本国政府において被告の権限があり、關係国政府の決定によつてかような行政措置が決定される、こういうことに相なつておりますから、政府といたしましては、今後刑の執行にあたりましては、十分に裁判の経緯等も調査をいたしまして、そうして必要なものに対しては、これらの赦免、減刑、仮出獄等に対して日本国政府に認められたる被告権を十分に活用することによりまして、でき得る限り合理的なる結果を期待をいたすことも、なるべくすみやかに多数の人々が、この法文から、釈放されるように努力をいたしたい、こう考える次第であります。

○佐瀬委員 法務総裁にもう一、二点簡単に伺ひしておきたいのですが、この受諾の効果としては、日本の国内法上犯罪人としては処分しないという御趣旨のように拝聴したのです。従つて日本の国内法においてただ行刑の部門だけを担任されて、その他の国内法の上からは、たとえば前科とかその他いろいろ／＼な取扱ひについては何らかの考慮をしないということに結論は相なつておるのであります。そこでそういう受入れ方について政府は何か立法上の用意をなされておるかどうか、その点を承つてみたいと思ひます。

○大橋國務大臣 行刑の面についての政府の責任が定められておるのであります。これが国内法上の一般犯罪と同様な前科であるとか、そうした日本の国内裁判に伴う当然な／＼な効果というものは、この裁判には伴わないものと考えられるわけであります。従つてなお御質問になりましたこの刑の執行、赦免等については、これは国内法上の裁判の執行について規定いたしております現在の監獄法その他の行刑法規をもつて律すべきではないと思ひますので、これにつきましては特別の立法によつて諸般の規律を定めたい、こう考えるわけですが、この法案につきましては、ただいま事務局においてある程度の成案を得まして關係当局と折衝中でありまして、なるべく早い機会に御審議を願ひたいと思ひます。

○佐瀬委員 それから十一條にいう赦免その他の取扱ひをするために、各連合国の決定なり政府の被告なりが同時に必要とされておるわけでありまして、何かそういうことをきわめて迅速にかつ合理的に進行せしめるために、

国際的な特別な機関でも設置されたならばよいのではないかというふうにもわれ／＼考へるのではありません。この点については今政府はどういうお考えをお持ちになつておられるか、あわせてこの点も承知しておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 これはなお決定的な考へという段階には至つておりません。しかし／＼内部において話し合ひをいたしておりましたところを申し上げますと、この刑の執行につき、ことに刑の執行に伴います赦免、減刑、仮釈放等の日本政府の被告権を行使いたしますその基礎的事実を調査する機関として、国内において何らかの委員のごときものを設けることが適當ではなからうか、こう考へております。なお日本政府の被告権が通常の外交上の手続によつて行われますというところは、これは行便につきましてもいろいろ不便もございしますので、何らか便宜な方法によりまして、一つの国際的な委員会のごときものができて、そこにおいて簡易迅速に關係各國の決定が処理されるというふうなことはきわめて望ましいものである、こう考へまして、さうな方法に向つて努力をいたしたいと思ひます。

○佐瀬委員 私もその点はきわめて同感であります。この司法事務については、今日の國際關係を見ると、一般外交事務と分離して、いわゆる司法協定を締結して、これを中心に委員會その他の機構を設置して、さうして司法交渉という簡易な手続をとるのが、最近の例になつておるようになつておる承知しておりますが、どうか政府はその点に御善処を賜りたいと思ひます。

もう一点伺ひしておきたいのは、国外にある受刑者はこの條約から一応除外されております。しかしこれは條約発効のときに日本内地にある者のみを限定してこれを対象として規定したものであるか、あるいは将来引續いて條約発効後といへば、日本に何らかの形で帰られた者はやはり十一條の適用を受けるものであるかどうかという点について、私どもは疑問を持つのであります。しかし第十一條の精神からいへば、やはりその適用のときに国内にある者であるならば、すべてこの処遇を与へせしめていいものであるというふうに私個人は考へております。従つてきつてよくんば発効前に国外にある者を内地に帰還させるといふことも必要であると同時に、発効後といへば、外地にある日本の戦犯者を日本に帰還せしめるように努力されるということが政府に強く要望されることであると思ひます。この点についてどう御構想で臨んでおられるか、ここに明確にしておいていただきたい、かように考へます。

○大橋國務大臣 佐瀬委員のお述べになりました点につきましては、政府といたしましてはまったく同感でございまして、この條項は條約発効の際にすでに国内に帰還をいたしておりました者について適用あるばかりでなく、その後においても、帰還した後においても、当然十一條の適用があるものと考へておるのであります。従いまして政府といたしましては、今後におきましても機会あるごとに、なるべく日本国民が外国において刑の執行を受けるこ

となく、できるだけ故國に帰つて刑の執行を受けることのできますように、あらゆる努力をいたしたいと思ひます。

○佐瀬委員 もう一点だけ伺ひしておきたいのですが、この條約からいへば日本国民に限られておるようであり、戦時中に朝鮮人あるいは台湾人といつたような者で、いわば準日本人として、われ／＼の立場から見れば日本の戦争遂行に協力された人たちが、相当戦犯者として収容されておるやうにわれ／＼聞くのであります。この非日本人の取扱ひというものは、今後どういふふうになるか、これを最後に法務総裁にお伺ひしておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 御指摘のごとき、日本国民でなく戦犯者として日本国内において現在拘禁されておる者については、直接平和條約十一條には關係ないと思ひます。しかしこれもおそらくは日本政府に巢鴨の刑務所が引渡される場合におきましては、同じように引渡される可能性があるのではないかと存じますので、それを日本政府としてどういふふうな処理すべきであるかという点を、ただいま關係当局と折衝いたしております。

○佐瀬委員 外務省の當局者が見えないやうでありますから、なお若干の点について法務府の方からお伺ひしておきたいと思ひます。

法務府の佐藤意見長官にお伺ひしてみたいのでありますが、平和條約第十條(b)項であります。これは日本裁判の再審を規定されたものであります。この裁判の中には刑事裁判と民事裁判の両方を含むのか、あるいは単に

民事裁判のみを対象にした規定であるか、この点をまずお伺いしたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 ただいまのお尋ねの点につきましては、この十七條そのものの條約上における條文の配置、それから前の第一次世界大戦の際の平和條約でありましたか、そういうものを参酌いたしますと、われ／＼として民事事件のみであろうという一応の見解を持っております。しかしなおその点は確定しておりませんので、御指摘の二つを含むかどうかという点は、もう少しばらばら研究させていただきますと思ひます。

○佐藤委員 草鹿刑政長官にただしておきたいと思うのですが、戦争中に外国人で日本の刑事裁判を受けた者が一体どのくらいあるか、もし調査済みでありましたら、この際発表していただきたいと思ひます。

○草鹿政府委員 ちよつと今資料がなくてわかりません。御必要とあれば調査してお答えいたします。

○佐藤委員 それでは次の機会に調査の上御発表を願ふことにいたしました。現在進駐軍が日本人等について裁判されておるプロゾオスト・コート、いわゆる軍事警察裁判所の問題について、草鹿刑政長官に一、二お伺ひしてみたいのであります。それは、このプロゾオスト・コートによる受刑者というものは、現在いかように刑の執行がなされておるかという点をまずお尋ねしたいのであります。

○草鹿政府委員 現在大体の数は四百六十人ばかりであります。これらの人は全国の各地方刑務所に分散して刑の執行を受けております。

○佐藤委員 これはやはり国内法上は日本の犯罪及び犯罪人として処遇されるものであるかどうか、この点もし法務府の意見が確定されておるならばお伺ひしておきたいと思ひます。

〔押倉委員長代理退席 北川委員長代理席席〕
○草鹿政府委員 これは政令二百十五号の第八條に關連いたしましたして、日本の刑務所に委託されて刑の執行を受けております日本の一般の受刑者と同じように取扱つております。

○佐藤委員 行刑上の措置以外に、国内法の、たとえば累犯規定とか、その他あるいは公の資格問題とかいうことについては、国内法上どういふふうに扱われるのか。

○佐藤(達)政府委員 とりあへず私からお答え申し上げますが、この公の地位に対する資格關係におきましては、先年法務總裁の解釈として、禁錮その他の刑罰に処せられるというふうな資格條項の適用者は、同一に見なすという解釈を実は出したのであります。今の累犯その他の關係につきましては、今まで政府として解釈を発表したこともございせん。この際における善後措置と關連して今研究いたしております。

○佐藤委員 意見長官にもう一点お伺ひしておきたいのであります。あるいは刑政長官でもけつこうであります。このプロゾオスト・コートによる受刑者は、平和條約第十一條の対象にはならないと私は考えるのであります。が、もしそうだとすると、このプロゾオスト・コートの受刑者に対する将来の執行について赦免、減刑等の問題は、いかように措置されるのか、もし方針

が、もしそうだとすると、このプロゾオスト・コートの受刑者に対する将来の執行について赦免、減刑等の問題は、いかように措置されるのか、もし方針

がおきまりであるならば承つておきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 佐藤委員御指摘の通りに、プロゾオスト・コートの關係は、第十一條に於ておられます戦犯とは違つたものと私も考えております。から、十一條の問題ではないというふうに思ひまして、この十一條とは離れた別個の立法措置の問題として研究を進めておる次第であります。まだ結論を得るには至っておりません。

○佐藤委員 他に質問者が多数あるようでありますから、一応私の質問はこれで打ち切ります。

○梨木委員 關連して……今の軍事裁判の關係の受刑者の資格の問題であります。法務總裁の見解によると、禁錮以上の刑を受けたと同じような取扱いをするのだというふうに言われたようであります。が、どういふ根拠でそういうことになるわけですか。これは日本の裁判ではないわけでありまして、からこそ、別の法的措置をとらなければならぬということになると思ひます。ございせんが、それをどういふ法的な理由によつて日本の裁判を受けたと同じような効果のあるものとして取扱うようにされるのであります。

○佐藤(達)政府委員 今の解釈と申しますのは、いふん古い話でございまして、数年前に屬することでありまして、このプロゾオスト・コートというものは、仰せの通りに司法裁判所とあるいは高等裁判所とかいふものとは違ひますけれども、しかし一面においては、日本の占領下における大きな国内法の秩序の中で正当に受入れられておる裁判所でありまして、その判決は最高裁判所の判決と同様に適格性の問題

としては扱つてよからうというのが理由でございせん。

○梨木委員 しかしながら、軍事裁判の判決というものは、日本の法律によつて日本の裁判所が下したものではありません。これは明らかであります。しかるに日本の裁判所が下したと同じような法的効果を与えるということ、何らか占領軍の方からさうな指令でも出しておるのならば、さうな扱いをするのもやむを得ないと思ひます。が、そういう指令も出ておらないでさうな扱いをすることは憲法に違反しませんか。いかがでしよう。

○佐藤(達)政府委員 ただいまの問題は、いづれまたプロゾオスト・コート關係の法律案の際に御審議願つてけつこうであります。この解釈は、司令部の關係當局と緊密な連繫のもとに下された解釈であります。このことは、解釈の中にもたしかうたつて各方面にも御通知申し上げたつもりであります。

○梨木委員 それは司令部の方と連絡をしてさういふ扱いをされた。では何か指令のようなものでも出ているのですか。指令は出ておらないのですか。もし指令が出ておるとすれば、何年何月幾日どこに出て出されたかをお示し願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 指令というものは出ておりません。總司令部當局とわが當局との意見の一致によつてきまつた解釈であります。

○梨木委員 そのような扱いをされて、今まで具体的にどれほど扱つておられますか。軍事裁判の判決を受けて刑の執行を終りまして、刑の執行中

でもよろしいのであります。執行中ならば具体的な問題は起らないと思ひますが、さういふ資格を喪失させられておるような人々ほどぐらいいおありであります。

○佐藤(達)政府委員 公民権とか選挙權の關係は、法律に明らかであります。から、今の解釈とは事実上の關係はないわけでありまして、それによつてどういふことはなかつたはずだと考えております。その他いろいろ資格の條項を定めた法律の關係につきましては、これは私どもの方ではわかりません。

○梨木委員 軍事裁判の受刑者の、條約の効力の発生した後におきまする扱い方、これは私どもの考えから申しますと、占領中日本の裁判によらない裁判によつて刑を受けておることになります。から、占領狀態がなくなりませんならば、當然に刑の効力を保持することができなくなりまして、釈放しなければならぬ性質のものであると考えますが、どういふふうにお考えになりますか。

○佐藤(達)政府委員 そういふ点につきましては、先ほどから申し上げておりますように、佐藤委員の仰せられた民事裁判の再審査問題とか、條約に基づいての法務關係の法律がございまして、それを御審議の際に詳しく申し上げたいと存じます。

○梨木委員 この軍事裁判關係の受刑者の取扱ひについては、この取扱ひだけについての特別の法律を用意されておりますか。それはいかがです。

○佐藤(達)政府委員 おそらくその必

七

要があるだろうと思ひまして、研究を進めております。

○梨木委員 その内容について、太体のところはまだ発表すべき段階じゃないのですか。発表できましたら、してもらいたいと思ひます。

○佐藤（憲政）政府委員 研究中でありますから、でき上りましたらただちに法案の形で御発表申し上げたいと思ひます。

○梨木委員 それはいつごろお出しになりますか。この臨時国会に出す予定になつておりますか、それとも通常国会になりますか。

○佐藤（憲政）政府委員 條約關係はなるべく早い方がいいと思つておりますので、できれば臨時国会に提案いたしたいと思つております。

○北川委員 長代理 次に発言の通告がありました。世耕弘一君に対し、これを許します。世耕弘一君。

○世耕委員 私は二、三点、数日前に起りました天皇行幸先における京都大学の事件について、国警側から今日までの状況について一応お尋ねいたしましたと思ひます。さしあつて御報告があつたと思ひますが、その内容をひとつここで御発表願ひたいと思ひます。その順序を経て、私はあらためて質問を続けたいと思ひます。

○溝淵政府委員 ただいまのお尋ねに対しまして、われ／＼が現在まで報告を受けておる状況について申し上げます。

天皇陛下の行幸は、今月十二日の午後一時二十分に京都大学にお成りになることになつておつたのであります。当日学校の正門から玄關までに、約千五百名くらいの学校の職員及び学生

が、御通路に沿つて奉迎の態勢をとつていたのであります。御着の十分前ごろに四、五名の学生が、過日のデモ行進で不法行為者として逮捕されました。京大のある学生の即時釈放を唱へまして、これに対する資金のカンパを開始しようとしておつたのであります。が、これに對しまして他の学生が注意したので、多少もみ合いとなりまして、一時御道筋に支障を来すような状況になりました。警備の警察官及び京大の守衛の努力によりまして、御通行が可能になりましたので、支障なく御着になつたのであります。従ひまして、お着きの時間は予定通り一時二十分になつております。御着になりました。車が玄關にお入りになつた直後、それから比較的静かであつた奉迎者の中から、約百五十名あるいは二百名とも言われておりますが、一挙に玄關前の陛下のからの車及び玄關の前の車まわりの乗車をとりまきまして、いろいろのプラカードを立てまして、インターの合唱し、氣勢を上げて、あるいは随従車の上にかげ上るといつたような状況が四、五分ないし五、六分続いた、こういうこととございします。こうして混乱いたしましたので、学校当局はただちにこれらの学生にその場を立ちのくように勧告したそうでありまして、とうてい学校当局では力が及ばないといふので、この際警察に依頼いたしまして、警察の出動を要請したようでございます。そこで京都の市警におきましては、京都の御苑内に待機しておりました警察官を約五百名ほど応援に派遣いたしました。十分くらいいたしましてから現場に到着いたしました。そして警察官の實力によりまして、こ

れらのとりまいてゐる学生を押しつけた。元の態勢に引きもどすことができませんでした。そこで天皇陛下は二十三分にお出ましになることができたのでございします。陛下が校内に入られて御視察中も、かなりインターあるいは平和を守る歌等を歌つたり願ひでおつたようでございますが、陛下は学校内の各部長からのいろいろの御進講をお聞きになりました。二時十三分にお出ましの二時にお立ちになることになつておりました。しかしこれは御進講に時間をとつた關係で、現場の騒ぎのため遅れたのではない、かように報告はなつております。従ひまして、陛下のお出ましになるときには、すでに現場は車が通れないといふような状況ではなしに、警察官が相当出ておりましたので、無事にお出ましになつた、こういうことになつております。

○世耕委員 この事件は単なる天皇個人の問題ではなくして、国家の象徴たる天皇といふことを考えますと、かなり日本の国内の秩序が、大学においてすなわちあのような騒動が起るのだというところが国際的に知れたときには、非常に治安に不安を感じさせるというところが考えられる。ひいては対外的關係から見ても、日本再建に非常に思ひつかないと思ひます。そういう意味において、私は相当つづ込んでお尋ねしたいと思ひます。

まず第一に、今度の事件をどういふふうにお考えか。単なる学生運動と思ふか、あるいは他意あつてやつたものか、あるいはこの根本問題から、国警側の意向を承つておきたいと思ひます。

○溝淵政府委員 現在この騒ぎのあつた原因等につきましては、京都の市警で鋭意調査をいたしておりますが、現在のところいろいろの情報はありますけれども、まだ背後關係等については確実な報告が参つておりません。

○世耕委員 事件が起つてからもう数日を経過しているのです。いまなおその詳細な報告を受けていないといふことは、少し怠慢ではないかと思ひます。警察には電話があるはずだ。無電もあるはずだ。五分で京都と話ができればいいのですか。私はそういうようなお考えでこの問題をお取扱いになることは、少し軽率ではないかと言ひたい。きょうは特審局長もおいででございますが、私はあとで法務總裁もお立会いの上で、もつとつづ込んでお話を承つておきたいと思ひます。これは委員長にお願いしておきます。

新聞その他の報道並びにわれ／＼がとつた情報によりまして、相当計画的なものであつた。そうして政治的なもの、政治性を含み思想的な行動であつたといふことは、百目の一致するところである。今報告が来ていないといふことではあります。あなたの方から調査員をお出しになりましたか。それとも報告の来るのを待ちになつておられるのでありますか。

○溝淵政府委員 この問題につきましては、むしろ京都の市警の内部のこととございしますけれども、われ／＼としましては相当重大な関心を持つておりますので、現地に對しまして電話その他いろいろ聞き合はしておるのでございします。何しろ正確な情報をもつてお話を申し上げたい、かように存じまして、いろいろ現在までも情報の部

分的なものはありませんけれども、確実なものにつきましては、まだ申し上げるほどの正確なものは参つておらないのであります。

○世耕委員 この問題は国会において相対重大視して、昨日のごときは本会議で論議された問題であります。一大学の騒動じやなくなつてゐる。そういうふうには世間は見ておるのであります。私たちから考えれば、長官がいなかつたら、あなたはなぜ乗り込んで行つて御自身で御調査にならなかつたか、こう言ひたい。むしろ東京も忙しかろうけれども、この問題は非常に國際的な響きもあるように私は考える。しかもわれ／＼が調査したところによると、計画的であつた。それならば事前にわかつていなければならぬ。その事前になつていなければならぬ。かくのごとき騒動を起して、しかも千名近くの警官が出動しなければならぬといふようなことは、大きな責任問題じやないかと思ひます。しかしながら、国警としまして直接の責任を持つていないことは、警察法第五十四條の二でございします。『国家地方警察と市町村警察及び市町村警察は、相互に、犯罪に關する情報を交換するものとす』という關係があるから、実は直接の責任ではないけれども、これを掘り下げてお尋ねしているわけでありまして、これは人にまかせないで、気のきいた人が行つて現場を御調査されることを特に要請いたします。なお文部大臣にもお尋ねする予定であります。この点は特にお願いしておきます。

それからもう一つは、警察はなぜもう少し早目に、かような不祥事を起さないような対策をとらなかつたか。

それについてあなたの方から何か示唆してやつたか、それともただ報告のみを受けておるのか、従来どういふふうによつておつたか、また大学に対するそういうふうな事件がありそうなる予感があつた場合に、あるいは予測できた場合に対する対策はどういふふうな方法をとつておつたのかといふことをまずお尋ねしたい。これは幸いにして陛下はおけがなさらなかつた。御無事であつたことはまことに御同慶にたえないけれども、おけがなされたらどうしますか。陛下個人ではありませぬ。八千万国民の象徴が辱罵されたといふことになる。そうなると思つた問題ではないのです。われ／＼国民の体面問題をここに引き起される問題であります。非常に官庁側は軽いような感じを持つてこの事件を取扱つておるのではないかと私は思ひます。この点についてどういふお考えをお持ちになつておられますか。

○濹淵政府委員 だいたいまあおしかりを受けましたのですが、実は本日長官がこの席へ出席できないのは、けさ京都へ立つたからでございます。学校当局との折衝の問題は、最初には相当数を学校に入れるという計画であつたと私は承知しております。私ももしもしても、相当今日までに京都の学生が騒いでおるということは承知いたしておりますので、相当注意をする必要があるといふので、注意を喚起することは、国警の京都の隊長を通じて連絡いたしておるのでございます。ところが数日前になりまして、京都の学校の方から、警察官があまり入ると学生を刺激するといふようなことで京都の市警に申入れがあつた。そこで警察の方とし

ても従来から、あまり警察官を入れてきよう／＼しくやることはどうかといふことで、最近警察官の数をなるべく減して行くという計画になつておりますので、学校当局が最後まで責任を持つておつたら、一応まかしていいやないかといふことで、多少の警察官は入れておつたようでありますけれども、とても力が及ばなかつたといふのが実情のようでございます。従いまして、われ／＼の見方からいたしまして、事前に相当数の警察官を入れてやつた方がよかつたか、入れるべきであつたかどうかといふことは、現地の警察と学校との話し合いで、おそらく考へた結果であらうと存じます。しかしし事件が起りましたから、たまたまに、近くに予備隊がおりましたので、それが一齊に参りまして、十分整理いたしまして、陛下が構内にいらつしやる間に整理ができました。また陛下もその騒ぎをほとんど御存じないくらいに、お帰りのついでに、お聞きしておりますので、われ／＼としましては、せめてもの仕合せだと存じております。

○世耕委員 この間私は陛下が大阪の方へ行幸のときに列車で行き違ひになつて東京へ歸つて来たのですが、その列車の通行の側には、国鉄の従業員がそれぞれ任務を完遂するためにむしろよけいじやないかと思つて、人々を繰出して手配をしておりました。脱線してしまつたらおしまいで、脱線したときの責任をだれが負うかといふ議論をするよりも、いかにすれば危険から救われるかといふことが、私は治安の根本でなければならぬと思ふ。なぜ万

全を期さなかつたかといふこと、そこに問題がある。どうも近ごろは、新しい憲法ができ、新しい刑法ができてから、警察の方がこういう問題について及び腰になつた。中途半端だ。中腰でものを取扱つてゐるらしいと思ふのであります。京都大学に不穩の形勢があるに認定したら、なぜ堂々と出動してその責任を果さなかつたかと言いたい。京都大学は今度の事件ばかりではない、数回にわたつて事件がある。ある場合は警察官の出動するトラックの前に学生が寝た事件もございまして、そういう前例がある。少し遠慮し過ぎたのではないか、この点の認識を私はこの機会に明らかにしてもらいたい。そこであなた文部大臣にもお聞きする予定であります。大学の自治といふことについて、あなた方はどんな考えをお持ちになつておるか。もちろん大学の自治といふものは、そんな広大なものではないでしょう。治安の維持あるいは保安の立場から必要であるとするならば、堂々と乗込んでその陣容をはつきり立てたらいじやないか。私は警察官の侵入を、ただ大学の自治という立看板のみによつて躊躇させるべきものではないと思ふ。この大学の自治については別な観点から私はお尋ねしたいが、この点はどうです。特審局長も幸いおいでだから、両方からひとつ聞いておきたいと思ふ。

○濹淵政府委員 私は大学がどの程度の自治力を持つておるかといふことについては、今申し上げる立場でないと思ひますが、ただ学校当局が相当の自信を持つて警察と折衝しまして、警察の方で納得が行つたから、配置を少くしたといふことでありまして、ただ不安があつたので、付近に予備隊を配置したといふことは、京都市警としても相当な注意を払つておつたのじやないか、かように私は考へております。

〔北川委員長代理退席、押谷委員長代理着席〕

○吉河説明員 御質問をちょうだいしました。が、団体等規正令の運用につきましては、学内、学外を問わず、社会としてこれを一律に履行しております。

○世耕委員 今次長から御説明がありましたが、私は万全を期すといふことが大切じやないか。万全を期すといふことが大切であるといふことならば、今度は万全を期したといふことは言えないでしょう。ただ大学の方から、おれの方で何とかするからまあ手を入れてくれるな、かえつて刺激するから……、そういうことを信じたから手を打たなかつた。そういう打たなかつたことが、非常によかつたとなつた。あなたも今日思つておられますか。それともこれはやつぱり積極的によつた方がよかつたか。御判断になりますか。急所はそこなんです。私の聞きたいところはそこなんです。だから中途半端で及び腰だと言ふのだ。これは私は警察を攻撃するのではないのです。警察がなぜもつと積極的にな動かないか、治安に対してはもつと積極的な信念を持たないのかといふことを言いたい。そこなんです。どうもあなたとは顔見知り合ひで、多年の懇意で、あまり聞くのはぐあいが悪いのだが、どうもしかたがない、あなたが矢面に立つておられるのだから……、長官でも出て来られたらもつと聞きたいと思ふのですけれど

も、私の意のあるところを十分承知しておいていただきたい。私はもつと警察は積極的にな動いていただきたい。今特審局長もおつしやつたように、あの調子でなぜ出さなかつたか、あの調子でやつたならば、私は治安といふものは確立できたのじやないか、今のようないひまをつぶす必要がなかつたのじやないか、こう思ふのです。その点はいはゞ今度ひとつ考慮していただきたい。それはそのくらいにしておきます。

次に、何名警官が出動しましたか。学生はどれだけ、そしてどれだけが先頭で騒いだのか。またこの学生が入つたのか。その中に労働者が入つておつたのか。共産党の人が入つておつたのかといふようなことも、もう報告が来ておるはずでしょう。新聞にはもうすでにそういうことは一部発表しておりますから、次の質問の用意のためにお尋ねしておきます。

○濹淵政府委員 当日陛下の自動車の付近に集まつて騒いだ学生は、見る人によつて多少違ひますが、百五十名ないし二百名、かように考へております。騒ぎを知つて現場にかけつけた警察官が五百名、それから校内その他に学生、職員等が千五百名ほど……。

○世耕委員 予備隊が出たという話ですが……。

○濹淵政府委員 予備隊は五百名でございます。予備隊と申しますのは、警察の予備隊でございます。いわゆる予備隊ではございせんから……。

○世耕委員 質問の順序から、ちよつと特審局長にお尋ねしますが、この事件に対して特審局は事前に知つていたはずなんです、どういふふうな手を

お打ちになりましたか。あるいは自治警並びに国警等にも連絡をされて、万全を期せられたかどうか。

○吉河説明員 実は少し前後の経過にわたりますが、幅をつけて申し上げたいと思います。

今年秋に陛下が関西方面に御旅行なさるにつきては、九月の二十七日でございまして、関西方面における一般の情勢並びに特異な情報につきましまして、法務総裁から特別審査局にお尋ねがありました。私どももいたしましては、特審の職員をして、刑政長官の部屋で宮内庁の幹部の者に、近畿、中国、東海を含め、一般的に状況、特に特異な動向等について詳細に御報告申し上げ、万全の措置をとられるように御参考に供したのであります。ところが越えて本年の十月二十二日、特別審査局の近畿支局長から私の方に報告がありまして、陛下が舞鶴に行幸されるにつきては、ごく少数の左翼分子の間に、軍事基地復活反対闘争をこれを契機として展開するというような報告がございまして、即日これを部下をして宮内庁の幹部に電話をもつて報告いたしました。ところが陛下が国民体育大会に臨御のため、同月二十七日広島へ行幸されるに際しましては、あらかじめ中国の支局が中心となりまして、該地方の実情を調査いたしました。これがために支局長を東京へ招集する会議を延期いたしました。もつぱらその仕事に従事させました。ところが広島島の自由労働組合名をもつて広島労働者の生活苦を訴えるという壁新聞が出されたというような事件のほかには、何ら重大な事件がございませぬ。事前にも重大な動向がございませぬので、これは関

係方面には報告いたしませんでした。ところが十一月の十日、京都地方に行幸されるにつきては近畿支局長の京都駐在官を主力として、近畿支局長をして鋭意調査をさせたのでございまして、十月の二十六日並びに十月の三十日に私の方へ現地から報告がありまして、陛下の行幸に際しては、赤旗とプラカードで迎えるというような動きがある。さらに十一月の十日の午後になりまして、陛下の行幸に際しましては、一部左翼分子の間の計画といたしまして、天皇行幸に際し、五人組を組織して、天皇到着時に校内デモを組織し、学内を赤旗とプラカードで埋めるといふような動きがあるというような情報が入りましたので、即日中央といたしましては、関係機関並びに上司にこれを報告いたしております。報告をいたしましたのは月曜日の午前でございまして、ところが遺憾ながら同日の午後に至りまして、こういうようなお尋ねのことき事件が現れたのであります。ところが、こういう報告をいたしました近畿支局におきましては、もとより現地にございまして、関係機関並びに関係当局と緊密な協力関係にありますので、情報交換その他によりまして、こういう情報はすべて警察、学校当局にも通達して、注意を喚起しておるといふような状況でございまして、なお今回の事件につきましては、背後団体の有無並びに事件の具体的内容につきましては、私どももいたしましては、他の関係機関と協力して、すでに数日前より調査をいたしているような状況でござい

ます。

○世耕委員 天皇陛下に、再軍備並びに平和問題等に関連して公開状を提出しようとしたということが、新聞その他にも出ていますが、その公開状の内容を御承知でありましたら御発表願いたいと思ひます。それからもう一つは特審局長にお願いしたいので、京都大学はお願いしたいので、京都大学はお願いしたいので、相

○世耕委員 このような事件に、この細胞関係が活動しておりますか、まだそこまで報告が来ておりませんか。

○吉河説明員 本日は、京大細胞自体の活動状況に関する資料を持参いたしませんでしたが、大体京都におきまして、最近現われた事件というよりも、むしろできごとを拾つてみますと、二十四年の十一月に京都府の学連が結成されました。事務所が京都大学の中に置かれました。二十五年度の十二月十七日に、この事務所が立命館大学の中に移されました。同年の十二月五日には、京都市田山公園で市民騒起大会というものが学生が多数参加しまして、京大の学生会の会員五十名が検査された事件が起きております。二十五年の十二月十一日、京都市役所で京大生が六十名くらい、午後一時ごろ検査者退避を市長に面会を求めまして要

求いたしました。市長不在のために、秘書課長と押し問答をしたようなでございまして、二十六年四月十四日に、京都大学付近に原子兵器の禁止、婦人と子供を原爆より守れ、というようなビラが散布されました。学生の手によつて行われた疑いがございまして、その日同地におきまして、民科の学生グループが、ミューラー博士に対する公開質問状を、GHQに送付したというようなできごともございました。二十六年五月十二日には京大生約百名が、国会を除名されました川上貫一氏のために資金カンパを行ひまして、トラツク二台に分乗して赤旗二面を仕立て、英雄的同志川上貫一、全面講和と再軍備反対のために闘う云々と連呼しながら、十四日までとまり込みでやつたという

るよう呼びかけられる用意があるでしようか。三、あなたの行幸を理由として京都では多くの自由の制限が行われ、又準備のために貧しい市民にまわるべき数百万円が空費されています。あなたは民衆のためにこれらの空費と不自由を希望されるでしょうか。四、あなたが京大に來られて最も必要なことは、教授の進講ではなく大学の研究の現状を知り学生の生活の実体を知られることであると思う。その点について学生と会って話合つていただきたいと思うのですが不可能でしょうか。五、広島、長崎の原爆の悲惨はあなたも終戦の詔書で強調されていましたが、そのことは私たちはまったく同意見でそれを世界に徹底させるために原爆展を製作しましたが、その開催があなたの来学を理由として妨害されています。あなたはそれを希望されるでしょうか。また私たちは特にあなたにそれを見ていただきたいと思いますが、見ていただけるでしょうか。以上であります。

○世耕委員 大体お読み願つたので、その動きの全貌を了承することができました。今度の問題に参加した連中は、学生や労働者が主であるかも知れませんが、非常に低級な思想を持つていことは想像できる。なぜかというところ、天皇というものの性格を知らぬ、天皇は再軍備をすることをしないとか、あるいはどうするとかこうするとかいう権限はない。それは旧憲法時代である。旧憲法時代の天皇をつかまえて言うなら、うなずかれる筋もありますけれども、今日は天皇は国民の象徴であります。国会が最高の権限を持つています。そういうことがあれば、なぜ国会に陳情しないかと言いたい。しかも最高学府の学生がもしこれをやつたとすれば、よほど低級な者ばかりの集まりだと言える。また同時にそれを指導している教授並びに責任者は何をしていのか、こういうことも言いたくなるわけですが。昨夜の東京新聞の社説欄を皆さんごらんになつたでしょうか、学園、特に国立大学で赤色闘士となるよりも、まず人間になるために、強くそれら学生の反省を望む。そしてもし反省の要なしとするならば、学園、特に国立大学を去つてもらわなければならぬ。国立大学の維持費における月謝は、いわば九牛の一毛で、大部分は全國民の血税である。民主的國民は、その民主主義を破壊する者のために、一銭をも負担することは耐えられないということを言つておる。これは國民の筋ではありませんが、こういうふうな学生を取締るには、それ／＼相當の考えを持つていられなければならない。ただ学園は自治だから、大学の自治を守らなくちゃならぬからというので、そうした時代遅れの考えを持つている連中、急進だとか進歩的という名前のもとに、警察官の行動を鈍らせるようなことは、今後ならぬようにしていただきたいということをお願いしておきます。

なおこの際特審局長にもう一点お尋ねしておきたいと思いますが、全面講和ということについて、共産党の諸君は非常に熱心であり、社会党左派の諸君も熱心であります。学者の中にも全面講和を主張する人がある。その全面講和を主張する人の中に大学の先生がいる。私の調べたところでは四十何名かのそう／＼たる大学の先生がいる。東京大学が十二名、京都大学が五名か六名というふうな数が出て来ております。そういう全面講和論者がいるために、大学に赤旗がひらめいたり、わつし／＼やつたり、インターを歌つて騒ぐようになって来ている。こういうような実情はどうですか。最近私が調査した範囲によりまして、名前を申し上げることだけは差控えますが、平和問題懇話会という会ができて、人が集まつて来ようとしています。私が拾ひ上げたところでは大学の連中が四十名ばかりいる。こういう人物はどういう人物であるかというところは、特審局は一応お調べになつたかどうか、後刻來られる文部大臣は、元々はこの平和問題懇話会のメンバーの一人だつたといふことも聞きます。また東京大学の南原君も、同様に全面講和論の主張者であり、平和問題懇話会のメンバーの一人であるといふことは世間周知であります。そういう人たちがたくさん月給を払つて、國民は一生懸命ちやうちかん持ちをしなればならぬような何か義理合ひがあるかどうか、真相だけ承つておきたいと思ひます。

○吉河説明員 ただいまお尋ねの平和問題懇話会につきましては、団体等規正令によりまして、これが届出を要する政治団体なりやいなや、目下慎重に調査を進めておるのであります。まだ結論に達していません。

○世耕委員 あと文部大臣と法務総裁にお尋ねいたしますが、一応これで私は切ります。

○鑑治委員 ちよつと関連して……。国警次長に伺いたのですが、先ほどの報告中、警察官を学内に入れてはかえつて刺激するからといつて入れぬように言つて来たのは、だれが言つて来たのかよくわかりませんでした。学生というふうに関きましたが、その点……。

○瀧淵政府委員 学生ではありません。大学の学生の關係の課長であります。

○鑑治委員 それからブラカードを出したと聞きましたが、それは間違ひありませんか。

○瀧淵政府委員 間違ひありません。

○鑑治委員 私はその点、先ほどの世耕さんの質問から考えても、非常に重大だと思ひます。ただこつそりと集まつてやるとか何とかいふことでは、これはわからぬといふこともあり、プラカードは物です。それをちやんと学内に持つて入つておつたのでしよう。そういうことでもわからなかつたといふのは、それはもう警備に當る者の大責任ぢやないかと思ひますが、これはどうです。見ればすぐわかる。前もつてちゃんと用意して来ておるに違ひない。これはどうお考えになりますか。

○瀧淵政府委員 結果から見まして、確かに計画的であつたといふことは想像できるのでございますが、ただ京都の市警と大学とがそうした話合ひをした理由としては、なるべく警察官を出さないように、出すことによつてかえつて学生を刺激して、学生の騒ぎを大きくするといふようなことを考えたのぢやないかと思ひますが、この点は私どもはつきりしたことはわかつておりません。当時の京都市警の心境といふものはわからないのですが、はつきり申し上げられることは、計画的であつたといふこと、これはあつたらでも想像ができると思ひます。

たといふこと、これはあつたらでも想像ができると思ひます。

○鑑治委員 これはよくあることです。そういうことを言つて来るときには、まあおあぶない。刺激しますからと言つておいて、警備を薄くして、その間に乗じて来るといふことは、これは共産黨員の常套手段である。たとへば全面講和だの軍事基地反対といふのと同様なんです。日本に外国の軍事基地を置くなといふことは、そのすきに乗り込もうといふ計画であることは、われわれは明々白々だと思ひます。それと同じような意味で、そういうことを言つて来るときには、まあ警戒すべきだ。私はまったく乗せられたのではないかと思ひますが、これらの点も十分調べてもらわなければならぬと思ひます。

○梨木委員 関連して……。今京都大学に警官とそれから予備隊が五百名出たといふことであります。今特審局長の説明を聞いておりましたが、天皇がどこかへ出かける場合に、昔と同じやうなえらい大騒ぎをして、特審局長の言葉を借りるならば、左翼分子の動きを非常に神経過敏に調べているやうであります。そして今の天皇に対する公開状の中を見ましても、天皇が公歩いておるために、非常に人民が自由を制限されておるやうなことが訴えられております。そこで聞きたいのでありますが、今でも天皇がどこかへ出かける場合に、警察当局はどういうやうなことを命ぜられますか、警備についてどのような警備をされますか、これをまず聞きたいのであります。

○瀧淵政府委員 天皇陛下が行幸される場合には、國家の象徴としての天皇陛下の御無事のために、支障なく御旅

行ができますように警備いたしておるわけでありませう。

○梨木委員 それはまことに抽象的な答弁であります。それではどういふぐあいになりますか。今度の天皇が関西の方に行かれるについて、警備のためにどれだけの費用を出しておられますか。それがおわかりになりますか。おわかりになりましたら御答弁をお願いします。それからどれだけの警察官が動員されたか。

○濃淵政府委員 警備の費用としましては、大蔵省でいただいた金が年間に三百万円ありますが、それ以外には、特にいる場合には、普通の費用を使っておりますので、行幸に何ほ使ったというようなことは計算できません。それから警察官は大体その果の警察官、国警、自警が一緒になつてやつておりまして、その果の警察官の定員の中でやつておりますので、それ以上の警察官は使っておりません。

○梨木委員 今大蔵省からもらつてゐる、国警の方は三百万円、天皇の警備のための費用、自警がどれだけ使つて、そして天皇が来られた場合、警備にどれだけ支出しているかということ、今のところおわかりにならないのですか。

○濃淵政府委員 わかりません。

○梨木委員 私は今度の京大の事件をきつかけにいたしまして、また、天皇が方々出歩く場合に、以前と同じような人民の自由を非常に制限して、そのうしろの／＼しい警備に復活するやうな、そういうことにまた利用しようとしておるやうな感じを禁じ得ないのではありません。今の公開状の中を見ましても、これはかつて雑誌「真相」には

天皇が行啓するといふふところには、みんな町がきれいになつた、町がきれいになるのはけつこうだけれども、そのために非常にその果や市町村において莫大な費用を支出せられておるといふやうな、つまり人民の受けることの被害といふもの、こういうことにやはり十分な配慮をしなければ、国民の象徴と称しておる天皇が、国民から実はありがた迷惑の存在になることが出て来るのであります。その点はどういふようにお考えになりますか。警備の点について人民の自由の保障、人民に経済的な被害を、犠牲を押しつけないようすべきであると思ふのであります。この点についての取締り当局の考え方を聞いておきたいと思ふ。

○濃淵政府委員 御警備につきましては、これは非常にむずかしいようでありまして、あまり警察官がたぐさん出まされて、かえつて陛下と国民との間を警察官がささざるやうなことになることは恐いのであります。しかし絶対的に御無事に御旅行をしていただくわけにはなりませんので、警察官は多く使わないで、それでその目的を達するやうなことで苦心をいたしておるやうなわけでありませう。

○梨木委員 それから刑政長官に伺いたい。仙台の刑務所でありまして、ここに松川事件の被告人たちが収容されておりますが、過般夏ごろでありましたが、私面会に行きまして見て来たのであります。収容所はこれは仮の所らしいのであります。つまり部屋がまん前のところに非常に大きな目隠しがかかつてゐるのであります。これでは日光が入らないで非常に収容者の健康に害があるといふことで、刑務所当局にこの点を注意しましたところが、実は拘留所になりました。この拘留所に／＼面会に来る人があつて、その面会に来る人がその部屋から見えるの目隠ししてゐるのだ、こういうのであります。その面会所とその収容している部屋との間に塀をつくらば、部屋のところに大きな目隠しをつくらなくも済むのであります。これはわずかの費用でできるのであります。それが依然としてそういう状態にありませう。これは特に仙台の刑務所には、御承知のように死刑を宣告された人、また死刑の判決を受けた人たちがたくさん収容されておられます。長期の収容者が多いのであります。ところがそういう不健康な状態の中に長く収容しておくと、これは非常に健康によくないと思ふのであります。わずかの費用でできることでありますから、この点は早急に外来者の面会所と監房との間に塀をつくらば撤廃していいわけでありませう。この点はどういふわけにお考えでありますか。御見解を聞いておきたいと思ふ。

○草鹿政府委員 実情をよく聞きまして、今仰せの通りならば何とか収容者の健康上最も適当な措置をとるやうに善処したいと思ひます。

○梨木委員 それから次に伺いたいのであります。この前は検務局長に伺つたのであります。九月の四日に共産党の国会議員その他の人たちに逮捕状が出され、それに引續きまして全国的に家宅捜索といふものが行われてゐるのであります。特にひどいのは十月九日には全国八百六十一箇所を捜査を行つたのであります。こういう捜査といふものは、これはこの前の検務局長の答弁では中尾佐太郎という人の事件に關連して調べてゐるのだと、こういう話でありましたが、しかしこれは十月九日にどまりませんで、その後も引續き行われ、しかもこの中尾佐太郎という人がすでに起訴された後に、おきまして、家宅捜索が同じように行われてゐるやうであります。この点の事情はどういふことになつてゐるのではありませんか。聞きたいと思ひます。

○草鹿政府委員 的確な資料をきよう持つて参りませんでしたけれども、おそらくこれは、事件は目下捜査継続中ではあります。その捜査の継続中におきまして、さらに捜査の必要上からさういふたような捜査が継続されてゐるのだらうと思ひます。

○梨木委員 どうもこの点につきましては、すでに十月九日のことであり、その後において起訴されておるのであります。この事件の内容の詳細につきましては、どうも政府当局の方は答弁を回避するやうに思はれてしょうがないのであります。すでに起訴された者があり、しかもその後も引續き行つておるといふやうな大きな全国的な事件といふことになれば、そんなにたくさんあるわけはないので、相当詳細な報告が刑政長官の方に行つてゐるはずだと思ふのですが、どういふ事件の内容で、どのように捜査を行つて、その結果がどうなつておるかといふことは、おわかりでありませう。

○草鹿政府委員 大きな事件の捜査になりますと、もちろんあとで報告を受けますが、この報告は、その都度参る場合と、ある一定の段階に達しまして、まとまつたところで報告を法務府の方に出される場合と、いろいろその事件事件によつて、また捜査の關係上、いろいろなふうに報告が参つて来るのであります。おそろくこの事件につきましては、まだまとまつたやうな報告は来ていないので、的確な御回答ができないのだらうと思ひます。

○梨木委員 これは全国的に行われておるのであります。たとえば東京地検とか大阪地検とかいふところに、ついでに、その地検に行けばわかるかもしれないが、全国的なものについては、捜査の適正を判断する上において、やはりどういふも全国的な資料をお持ちのあなたの方から聞かないと、この検査のやり方についての批判といふものができないのであります。さういふ観点から見ますと、これはあるいはまた特審局が指導権を握つて、さうして検察庁がこれに利用されておるといふのが、さういふかと思ふのですが、いかがですか。さういふやうなことが、

○草鹿政府委員 私が報告を受けております範囲におきましては、この事件につきましては、特審局は関与してゐないと思ひます。

○梨木委員 それならばなおさらあなたの方では検察庁の報告は詳細とれるはずであります。私の方は新聞の記事を全部集めて、ここに資料は持つております。今日は大分遅くもなりましたが、私はこの点について、大阪ではどう、東京ではどう、全国ではどういふことの資料を持つておられますか。この点についてあなたの方の報告とどう違ふのかを、次会に對照にお答えを願ひたいと思ひます。それによつて、この検査のやり方は非常に適正を欠いた行き過ぎのものであるといふこ

○梨木委員 それならばなおさらあなたの方では検察庁の報告は詳細とれるはずであります。私の方は新聞の記事を全部集めて、ここに資料は持つております。今日は大分遅くもなりましたが、私はこの点について、大阪ではどう、東京ではどう、全国ではどういふことの資料を持つておられますか。この点についてあなたの方の報告とどう違ふのかを、次会に對照にお答えを願ひたいと思ひます。それによつて、この検査のやり方は非常に適正を欠いた行き過ぎのものであるといふこ

○草鹿政府委員 大きな事件の捜査になりますと、もちろんあとで報告を受けますが、この報告は、その都度参る場合と、ある一定の段階に達しまして、まとまつたところで報告を法務府の方に出される場合と、いろいろその事件事件によつて、また捜査の關係上、いろいろなふうに報告が参つて来るのであります。おそろくこの事件につきましては、まだまとまつたやうな報告は来ていないので、的確な御回答ができないのだらうと思ひます。

○梨木委員 これは全国的に行われておるのであります。たとえば東京地検とか大阪地検とかいふところに、ついでに、その地検に行けばわかるかもしれないが、全国的なものについては、捜査の適正を判断する上において、やはりどういふも全国的な資料をお持ちのあなたの方から聞かないと、この検査のやり方についての批判といふものができないのであります。さういふ観点から見ますと、これはあるいはまた特審局が指導権を握つて、さうして検察庁がこれに利用されておるといふのが、さういふかと思ふのですが、いかがですか。さういふやうなことが、

○草鹿政府委員 私が報告を受けております範囲におきましては、この事件につきましては、特審局は関与してゐないと思ひます。

とについて、世の批判を仰ぐようにして、檢察の適正化をやつて行かなければならぬというように考へておられるのであります。そういうわけでありまして、この点次会までにひとつ詳細お調べになつて、お答えができるようにしていただきたいと思ひます。

○草鹿政府委員 できるだけ準備をいたしますが、何分にも今おつしやいました数だけいたしたとしても、全国で八百四十箇所になつておりますので、もしお願いができましたら、この中でどの箇所についてはこういう事実があるかと御指摘を願へば、われ／＼の調査いたすのに非常に便利ではないかと思ひます。全部をこれからやりまして、これはたいへんだと思ひますし、おそらく法務府へまだ全部の報告は来ていないだらうと私は思ひますので、最も關心をお持ちになつておりますような箇所がございましたら、あらかじめ私の方へおつしやつていただければ、こちらの方でも十分調べた上お答えいたします。

○梨木委員 それでは私の方で新聞記事から抜萃した資料を持っておりますから、ひとつお伺ひいたします。十月十六日の毎日新聞の記事であります。これは十月十六日午前七時を期して東京都内の家宅捜索を行つておるのであります。その際新聞記事によりますと、文学者の武林無想庵さんのうちや、徳田球一さんの弟さんの徳田正次さんなど二十五箇所の家宅捜索を行つておるのであります。そしてその記事によりますと、人民新聞だとか党活動指針などを初め、反米パンフレットなどの証憑書類の押収を行つたとなつておりますが、しかしながら武林無想庵

さんのうちではほとんど何にもなかつたというように出ております。これは実に不当な家宅捜索であり、盲めつぽうなやり方であるということで、ジャーナリズムの上でも相当非難を受けておることは御承知の通りであります。この一つの事例を見ましても、この家宅捜索は、一体どういう権利で、そしてどういふ人の犯罪事実についてなされておるのかというやうなことをお伺ひしたい。家宅捜索をしなければならぬ相当な理由と根拠に基づいておるということ、これが保障されない限りは、これはまるで網を張るやうに、どこかあの辺をやつてみたら何か出て来やしないかというやり方で今後家宅捜索が行われることとなりますれば、これは人民の基本的な権利といふものはまったく保障されないし、同時にまつたくほんとうに恐怖状態といふものが出来来と思ふのであります。でありますから、これをひとつお調べを願つて、御答弁を願ひたいと思ふのであります。その他は私は委員会外において材料を提供しますから、お知らせ願ひたい。

それから次にお伺ひいたしますが、東京大学の工学部の教授、助教といふやうな人たちの部屋を全部一齊に家宅捜索した。これも去る十月十九日に行つておるのであります。この点につきましてでは、東京大学の教授の人たちからも、あまりに不当な家宅捜索のやり方に非常に非難の聲が起つておるといふことを聞いておりますが、これもどういふ嫌疑でだれの何という人の犯罪事実についてこれを行つたか。その捜査はどういふやうに家宅捜索の手続を行つておるかといふことを聞きた

いと思ふのであります。○草鹿政府委員 ただいまの東京大学の工学部の捜査につきまして、われわれの方で受けておる報告に基づいてお答えいたします。この捜査の端緒であります。警視庁が今年の十月十五日に昭和二十五年政令第三百二十五号の被疑者として逮捕しました伊藤肇子の事件に關連しまして、昭和二十六年十月十七日文京区本郷一丁目七番地株式会社マミヤ光機製作所ほか数箇所を捜索し、押収したノート、メモ類等より被疑事実の客観が認められたので、その配付場所の一つと認められた前記東京大学建築学科を十月十八日警視庁から係官が参りまして捜索、差押えの請求を東京地方裁判所にいたしまして、令状の発付を受けて、この令状に基づきまして十九日午前七時から八時三十分までの間、この場所の捜索を実施した。このときの捜索の状況は平穩に執行を終つたもので、執行中関係職員である工学部長もこれに立会い、工学部長の了承を求めている等慎重に行われた。ところが執行の結果は差押えするものを発見するに至らなかつた、こゝういふ報告に接しております。

○梨木委員 今工学部長の立会いがあつたと言われますが、ところでこの捜索の箇所はどういうやうに指摘されておつたのでございましょうか。これは工学部の教室、教授、助教の部屋全部をやつたらしいのであります。この配付先といふことになりまして、これは、これは特定しているわけなんです。これはどういふことになつておられますか。○草鹿政府委員 この報告ではちよつとその場所が東京大学建築学科といふ

やうな報告になつて、少し具体的には出ておりませんが、もし必要ならば、その点明瞭に調べて、次にお答えいたします。○梨木委員 だからこの点が実際の捜索になると問題なんでありまして、家宅捜索の場合でも、場所を非常に抽象的に漠然と書かれるといふと、実際は現場で捜索にあたる人がその辺をずつと捜索するといふことで、同一建物におきましても、全然管理者やまた居住者が違ふやうな場合に、一つの中をみんな捜索して、捜索状に指定されておる以外の人たちに非常に迷惑をかけるという実情を、たくさんわれ／＼は経験するのであります。本件の場合におきましても、私の方の調査によりますと――工学部長の立会いがあつたといふのは、これはひとつよく調べてもらいたい。私の方では全然この立会いなしで、特に部屋を調べた場合には、小使さんを外へ出して調べておるといふ状態なのであります。特に大田助教の部屋なんかは全員が不在だつた。その不在のところを捜索してゐるといふやうな事実もあるものであります。でありますから、この家宅捜索をするやうな場合の捜索令状の中にも、捜索すべき場所といふのははつきりとして、あなた方が嫌疑をかけられておる、その特定の場所を他人に迷惑をかけないやうに特定されるといふことをしないかと、非常に人権を侵害する結果になつて来ておるのであります。それから何を捜索するか、捜索すべきものをやはり特定してやらないと、ある範圍の特定をかなり嚴重にやらないと、捜索に

行つた人が何でもかんでも何か左翼的なものはみんな持つて来るというやうな実情になつておるのであります。この点も十分氣をつけてもらいたいと思ふのであります。○押谷委員長代理 私から一点京都大学の事件についてお尋ねをいたします。この学生の処分ということが、將來のこの種の問題について、大きな關係を持つてゐると思ふのであります。処分を誤れば、第二の京大事件、第三の京大事件が出て来ると思ひますが、この當面の学生に対する処分は、大学当局はもうろん大学当局の立場から、学生に對し適當な処置があると思ひますが、政府としてはこの学生に對してはどういふお考えをお持ちになつてゐるか、お伺ひしたいと思ひます。○吉河説明員 委員長からの御質問でございましてけれども、あまり広汎な政府の政策に關することは、私も事務當局として全然申し上げる立場でもございまして、ただ団体等規正令の運用につきましては、学生団体の取扱ひといふことにつきましては、相當慎重に考へてやつて行きたい。とにかく一人前の社会人ではない学生である。学校といふ集團生活の中でい／＼な事態をかゝります。学校當局がおやりに行政的な各種の処置といふものと、私どもが規正令の運用として行われる団体の解散、追放といふやうな処分とは非常に違つた処分であつて、私どもとしてはどういふやうな団体の解散とか、追放といふものにつきましては、非常に慎重な態度をとつて、將來ある若い学生諸君のことを、十分その点は考へて注意して行きたい。学校當局のおやりになる行政処分については何

ら申し上げる立場にはございません。

○世耕委員 特審局長にお尋ねいたしますけれども、団体等規正令でやられておるのだから、それに基いておやりになる方がいんじゃないですか。学生だから特別に取扱うという事は、何か法的根拠が私はないんじゃないかと思う。そういうような甘やかしの仕方をするから、他の大学がまたそれに倣つてやつて来る。今日少年審判その他等もありますから、私は苛酷な取扱いはしないという言ふことを言うのではないけれども、その規正令に基いて、行動した者に対しては相当の処置をすることが考えらるべきではないか。そうしないと、今度は学生だから願ひだつていんだ、人を殺したつて軽く処罰されるのだという方面の思想の動きを、どういふふうに処置できるかということ、非常にわれ／＼心配しておるのではありません。文部大臣からあらためて私は聞こうと思つたのでありますが、どうも最近教育者が学生を甘やかす癖がある。これは小学校から同様であります。いたずらに個人を尊重するとか、人権を尊重するとかいう言葉にかられて、教育の根本を失つて行く場合が多いと思ふ。私は愛情を失せよと言ふんじゃない。絶大な熱情と同時に、教育者らしい態度は持っていたきたい。同時に、今の問題のごときも法律的地から一応審判する、そしてさらに第二義的にまた別な取扱ひをするという事はないと思ひますけれども、お互いに人格を持つておる間でございますから、むしろ公平に取扱うということをやまず前提として御研究あることがしるべきではないかと思ひます。この点はいかがでございますか。

いましうか。

○吉河説明員 もとより団体等規正令におきまます政治団体の行動というやうな面につきましては、学内、学外を問わず嚴重にこれを励行いたしてあります。また団体等規正令に該当するやうな刑事犯罪につきましても嚴重な調査を進める方針を持つて臨んでおるのではありません。団体の解散並びにその役員員の追放というやうな措置につきましては、十分慎重な調査を進めまして、学生の動きの実情に即応したやうな適正な措置を講じて行きたいと思ひます。今研究しておるやうなわけでありまして、全然甘やかすというやうな態度ではございません。

○世耕委員 もう一点伺つておきますが、少くとも大学等の学校の中へそういう政治活動をするやうな団体を持たせることが適當であるかどうかということをお考えになつたことがございませうか。

○吉河説明員 これは文部当局としてお考えになつてゐるやに承つておるのではありませんが、的確な情報は入手しておりません。

○世耕委員 文部省の考えじやなしに、あなたの方の考えでどうなさるか私は聞きたい。おそろくあなたの方の考えが推進力になるのであつて、文部省側からはつきりした態度をとらんじやないでしよう。ほんとうをいふと、文部省は及び腰です。

○吉河説明員 実は学生なるがゆゑに政治運動をしてはいけないという建前にはまだなつておりませんので、その点につきましては、別に区別した方針を持つておりません。

○世耕委員 ちよつとそれはおかしい。

私は学生だから政治運動をしてはいかぬと言つてゐるのではない。政治的行動をする団体を大学の中に持つことが許されるかどうかという問題なんです。それはあなたの方の見解がまず最初にならなければならぬんじゃないかと思ひます。

○吉河説明員 私どももいたしましては、やはり団体等規正令によりましてこれを運用いたしておる立場にありまして、団体等規正令によりましては、学内において政治団体をつくつてはならぬというやうな規定もございせんので、この問題につきましては、積極的な方針を持つていないのであります。

○世耕委員 そうしますと、学生だけ特別な扱いをするということになるのですか。学校の中へもぐつて行動すれば、特別な恩典に浴せるといふことになるのですか。

○吉河説明員 学内における政治団体は、これを調査いたしましたし届出をさせておるやうな状況でございまして、全国の大学などに結成されました細胞、あるいは全国的な組織としての学連につきましても、届出をさせるということになつております。

○世耕委員 もしそういうやうな不穩な行動があつた場合に、手入れいたしますか。

○吉河説明員 もちろん他の調査と區別なく、嚴重な調査をいたします。

○世耕委員 これまでの前例があればその前例、並びにそれに関する問題についてお示し願ひたい。なぜかういふことをお聞きするかと申す、実は文部大臣に丁寧な御質問しようと思つたが、文部大臣はおそらく法律は知らぬ

だらうと思つて、あなたの方から予備知識を得ておいて、それから結論を言おう、こう思つてゐる。決してあなたの方を責めるとか、あるいは意地の悪い質問をしよとするのではない。これは非常に大事な問題です。かういふことを国会で論議することは、かえつてあなたの方の立場を公明にすることだらうと思つて、お尋ねするのだから、そのつもりでどうぞ虚心坦懐にお返事願ひたいと思ひます。

○吉河説明員 学生関係の団体その他の問題につきまして調査したことは確かにあると思ひます。ただいま的確に申し上げるやうな資料を用意しておりませんので、さつそく資料を調査しまして、次会に御報告いたしたいと思ひます。

○世耕委員 今共産党の梨木君から御質疑があつたのですが、大学の教授、助教授のところが研究室の部屋かしらぬが、手入れなさつたという話ですが、それはいわゆる細胞組織のメンバーの中に入つていて問題を起したのですか。それとも全然個人的な外の関係からそういうことをなさつたのですか。

○草鹿政府委員 これは刑事訴訟法の規定に基づきまして、特定の個人に対する被疑事実があつた場合に、刑事訴訟法上の手続でやつた捜査です。犯罪の捜査ということとは特別審査局はやりません。

○世耕委員 その捜査なさつた例をいたしまして、大学を捜査したというのは、それは大学内で研究室を捜査なさつたのですか。それとも教授の自宅をなさつたのですか。

○草鹿政府委員 大学の中をやつたように私報告を受けております。東京大

学工学部建築学科の中でした。

○世耕委員 それは思想的背景ですか。単なる政治的なのですか。それとも何か破廉恥の問題ですか。

○草鹿政府委員 これは政令三百二十五号違反容疑によつて捜査いたしましたのでございます。

○世耕委員 そういう場合には、大学当局に一応了解を求めますか。それとも職権をもつてただちに執行いたしますか。

○草鹿政府委員 これは刑事訴訟法の規定に基づきまして、この捜査すべき場所責任者の立会いを求めまして捜査いたします。

○世耕委員 そのときに、大学の自治のことについてへりくつをこねまわしたやうなことはありませうか。

○草鹿政府委員 これは刑事訴訟法に基いてやりますので、大学の自治は抗弁にはなりません。

○世耕委員 なお念のためにもう一度承つておきますが、警察官が出勤して、その治安を維持するやうな状態になつた場合、大学の中でさうな犯罪が起つた場合の処置は、やはり一般的刑事訴訟法によつて処置なさると思つたのですが、そうしますと、今度の京都大学の事件はどういふふうに御処置なさいますか。

○草鹿政府委員 犯罪がもしあるという容疑を持つに相當の理由がありまして、これはやはり一般刑事訴訟法の規定に基いて犯罪の捜査をやります。

○世耕委員 今度の事件は犯罪容疑なしと見ていますか、それともあると認められるのか。私の考えでは天皇の行幸が、国警側では十三分遅れたと言つていますが、新聞では十四分といふか

ら、一分くらいは差だが、とにかく十四、五分遅れたという事は事実だ。文部大臣が昨日本会議で説明したのは十五分ばかりと言っていますが、一分とにかく予定が遅れたという事は事実なんです。それは中で熱心に説明を聞いていたから、十五分遅れたというようにつじつまを合せていたというふうにしつこくは聞いておりません。時間の食い違いが、偶然か何か知らぬが、それだけの食い違いがあるという事だけは事実です。私はこれを見逃すわけには行かぬのであります。もし警備の手違いがあつて、十五分の食い違いが生じた場合に、私は大きな問題が起ると思います。当然これは治安の問題に絡れて来る問題だと思ひますが、学内におけるそういうような騒動が起つた場合に、これを単なる大学の自治というふうには軽く取扱うか、それとも犯罪の容疑ありとして、あなたの方で嚴重な捜査をなさるか、その態度を承つておきたい。

○草鹿政府委員 この事件につきましては、京都の地方検察庁が捜査をやつております。で、考えられますことは犯罪がもしあると仮定いたしますならば、これはおそらく京都府の條例違反もしくは暴行罪というような犯罪が想像できますけれども、これは目下捜査中でございますから、はたして犯罪があるかどうかということも今日まだわかつておりません。

○梨木委員 先ほど東京大学の工学部の工学部長が立ち会つたとおっしゃいましたが、この工学部長のお名前はおわかりですか。

○草鹿政府委員 ちよつとわかりません。

○梨木委員 それでは工学部長のお名前を知らしてもらいたいと思つたのであります。私の方に來ておる情報では大田学部長が捜査の途中で登校された。しかし最初から登校されて立ち会つたという事は聞いておりません。従つてもしあなたのおつしやる、工学部長というのが大田さんだつたならば、少し事実と相違しておるようであります。御承知のように、これは大学でありますから、刑事訴訟法から申しますと、おそらく公務所ということになるのではないかと思います。そうしますとこの公務所の責任者の立会いなき限りは家宅捜査をするということになると思つておりますが、こういう場合にはだれが立ち会ふべき性質のものとお考えですか、これをひとつ伺つておきたい。

○草鹿政府委員 それらの点につきましては、事実を詳細に取調べまして、この次お答えするようにいたしますと思ひます。

○押谷委員代理 この際暫時休憩いたします。

午後四時四分休憩

午後四時十五分開議

○北川委員代理 これより休憩前に引續いて再開いたします。

○世耕委員 文部大臣に簡単に二、三点お尋ねいたします。先ほど京都大学事件について、特審局並びに国警から、それ／＼入手した報告を承つたのであります。今文部大臣として京都大学事件の内容の入手したことを御説明

をお願いしたいと思います。なお昨日本会議で御説明になつた程度ならば、もうすでにはかの方から聞いておりますからよろしうございませう。

○天野国務大臣 文部省からは今人を出して京都大学の方へやつておりますが、まだ帰つて参りませんので、京都大学からはまだ何の報告もありませんから、きのう本会議で報告した程度以上のものはまだございません。

○世耕委員 それでは急所だけお尋ねいたしますが、京都大学へ陛下が行幸なさつたのは、陛下の御意思でお立ち寄りになつたのか、それとも大学の方から要請されてお立ち寄りになつたのか、その方はおわかりでございますか。

○天野国務大臣 まことに申訳ありませんが、それはどちらであるか、はつきりわかつておりません。

○世耕委員 天皇陛下が国立大学へ行幸なさるときは、これ／＼の目的で行幸するということ、文部大臣に御報告はないのですか、これまでこの慣例としてはありそうに思ふのですが……

○天野国務大臣 おいでになるというだけの御報告でございます。

○世耕委員 なぜこういうことをお尋ねするかと申すと、陛下が御自由にお立ち寄りになつたのと、大学が要請してお立ち寄りになつたのでは、この事件の取扱ひの上に大きな差があると思ひます。それで実は前提としてお尋ねいたしましたのであります。おそらく寄りたから来るというのではなくして、大学側から要請したのではないかと申すふうに私は判断いたしております。もしそうだとすれば、お客を呼んでおいでなさるは何か、大学としてはあまりにだらしないじゃないか、これは

ひとつ大臣としてはおしかりがあつてしかるべきではないか、こう思ふのです。それとも一つは、陛下のお出ましになつているときに、学生が労働歌を歌つて騒ぎまわるといふのはどういふわけか、そういうような教育を京都大学はしているのかどうか、学生の指導方針はどこにあるのか、賢明な文部大臣はこの点について相当苦慮をなされておることは私承知いたしておるのであります。どうも徹底してない。この点いかがですか。

○天野国務大臣 京都大学にこういうことが起つたことは非常にお気の毒だと思つております。なぜかと申しますと、前の学長も非常に熱心に学生を指導されて……もし詳しく調べるなら共産主義の学生は京都大学は少い方ではないかと思ひます。けれどもこういうことが起つて来るには、学生全般にわたつて一種の風潮がありまして、私はそれを一体どうしたらほんとうに正常な状態に置けるかという事で非常に苦心はいたしても、年の若い者たちのことを信用してしまつて、こういうようなことになつて来ると思ふのです。私いつも学生に向つて言うことは、学問は研究してから判断をするのだ、むやみにいふ／＼なことを判断をしないで、よく研究をしてそれから判断を下せと言つたりいふ／＼いたしておりますが、結局こういうことが出て来るということは、私まことに相済みないことだと思つております。ただその動機はおそらくは学生が自分で考え出したことではなくして、何かそういう者を使煽したとかいうようなこともあるのではなからうかというように思

つておる次第でございます。

○世耕委員 文部大臣は哲人だから哲學的な見解から非常に蘊蓄のあるお言葉を承つたのですが、現状は必ずしもそうじゃないと私は思つておる。先ほど特審局並びに国警の次長から承つたのですが、京都大学にはすでに共産党の細胞組織がある。そして団体等規正令に基いて届出が出ている。私は共産党であらうが右翼であらうが、そんなことは問題ではない。しかし学問の府に、ある一派をなす党を学内に組織して、それを公然と行動させるという事で、はたして公平な学問の研究ができるかどうか、文部大臣この点はどうですか。

○天野国務大臣 御説の通りでございます。私も学問がそういう一派に偏したのではないかと平生から思つておるものでございませう。

○世耕委員 もし私の意見と御同調くださるでしたら、学内にそういう一派に偏する党派別の団体を組織して、公然と行動するという事は當然差控えなくもお願いしたい。これは嚴重に申渡しを願ひたい。これは嚴重に申渡しを願ひたい。それは、それから先はとも申し上げましたが、労働歌を齊唱しておる。京都大学には校歌というものはございせんのですか、労働歌以外に歌は……

○天野国務大臣 大学の歌というのは、私の記憶するところではございせん。今はあるかどうか、私も実は京都大学の出身者でございますが、明治四十五年の卒業でございますから、その後どういふことになつておるか、つまりはらかにいたしませんか、どうもないように思ひます。

○世耕委員 なければならぬとしていい

のでありますが、労働歌を歌わないでいいんじゃないか。学生は労働者に低下したのですか。実はこういうことをお聞きするのは、あなたと議論するつもりじゃないのですが、非常に大事なことだと思つて聞くのですが、最近世間で大分問題になつてゐる、大学の教授は労働者かという問題を、実は私も取上げてゐるのです。日本の立法の基礎からいふと、労働基準法の九條に照しますと、月給をもらふ者はみな労働者という規定になつてゐる。だから文部大臣といへども労働者である。総理大臣もあの議論から行けば労働者ということになるのです。そこに大きな疑問を抱く。そうすると大学の教授は労働組合を組織して労働運動をやつていいのか、労働歌を歌つていいのか、こうなつて来る。そうすると学生が労働歌を歌うのはかまわないじゃないか、これも合理的になつて来るわけですから。しかしながら大学の教授は労働者なりということ、私たちの常識にはどうもびつたり合つて来ない。こういうようなことはつきりしておいてお尋ねしているようなわけなんです。実はこういう問題は、日本の国内だけでせんなくしてもだめだと思ひましたから、私は私の名前でもアメリカの大学——ミネソタ、アイオワ、ニューヨーク、スタンフォード、メリーランド、イリノイ、オクラホマ、ハーバード、この大学の総長あてに、大学の教授は労働者か、労働組合を組織して労働運動をやつていいのか、あなたの方の国はどういうふうに考え、どういうふうに動いてゐるかということを率直に返事してくれ、それと同時に大学の

自治というものはあなたの方ではどういうふうに解釈しておるか、という二点を航空便で先月間合せを發した。ところが向うから航空便で返事をくださったものもありました、普通便でくださったものもあります、それによりまして大学の教授は労働者じゃない、という回答が来てゐるのです。大学の教授は労働者でない専門職である、労働者というような觀念を持つておらぬということの回答が、これらの大学の総長から来てゐるのです。ところが日本ではこれがはなはだいまいになつてゐます。だから私の大学でも今問題が起つてゐるのですが、適当にあらざる教授と見て部長会議並びに教授会で罷免した者に対して、中央労働委員会、その罷免を不当なりとしてもう一遍使へというやうな問題が實際問題として起つてゐるのでございますが、これは今裁判が係属中で、どういふ結論になるかわかりませんが、とにかく大学の教授は労働者であるか、大学の自治はどういうものであるか、学生が労働歌を歌うというものは、はたして時宜に適したものかどうか、こういうやうな点はごく常識的な問題でありまして、けれども、判断のしようによつては、深刻なある一つの真理の討究になると思ひますから、ひとつ要領のいい御返答を願ひたいと思ひます。

○天野国務大臣 大学の教授は、国家教育公務員ですが、国家教育公務員はそういう任意団体をつくることはできません、労働組合はつくれないことになつております。一体労働者という言葉は、私どもどうかと思つので、勤労者と言ひたいくらいでございますが、しかし労働者といつても、大学の教授は特殊な労働者というようになつております。従つて普通の意味の労働組合は組織できないということになると思ひます。学生がそういう労働歌を歌うというやうなことは、これは私は非常に不適当なことだと思つております。

○世耕委員 近ごろはドイツのアルバイトという言葉を用いて、労働者というものが、アルバイトという言葉で学生間に使われ、これが近ごろ流行しておるやうであります、これも最高学府、しかも權威ある京都大学で、陛下を迎える前後において労働歌を歌うということは、いかにも不見識だと思ふ。実はなぜそう言うかという、ゆるべの東京新聞の社説を文部大臣ごらんなさつたでしょうか。——先ほどもこの委員会でもよく私は読み上げたのですが、まことに深刻な批評が出ております。国民は、ああいうやうな労働歌を歌うやうな学生に血税を納めて勉強させてゐるんじゃないという意味のことを社説に掲げておられます、こういうことに關しまして、文部大臣はどういうふうに御判断なさつていらつしやるか、まずそのところを簡単に承つておきます。

○天野国務大臣 京都大学は先ほども申しましたやうに、前の鳥養学長でも今度の服部学長でも、非常に熱心に学生を指導しておられます。これは教育界の人もすべて認めておるところだと思ひます。ただ警察との連絡があつたやうでございますが、今の学生を扱うということは非常にむづかしい。これはよく御了解をいただきたいと思つたのです。あらかじめ警官を入れたらよかつたということは、あとからは言えませんが、その前には、はたしてそれがいいかどうかは非常に疑問である。これはどういふわけかわかりませんが、学生は警察というものに対して非常に敏感であつて、警官を学内に入るといふことは、学生にとつて非常に大きい影響を持つものなのです。それで京都大学当局は、自分らの力でこれをやろうと思つたことと思ひます。ところが大学自体には何の力もないのですから、こういうことが起ると非常に困つたことになつて来る。その間は京都大学学長としては非常な苦勞をされて来たことだらうと思ひます。決してこれを軽々に考へたわけではないということ、世耕さんにひとつ御了解をいただきたいと思ひます。

○世耕委員 妙な言ひまわしをされたやうに私はとれるのでありますが、京都大学の事件は今度初めてではないのです。前回は事件を起して、本委員会は特別に調査員を派遣した事情があるのです。いわばいづくきの悪質の大学なのです。ほんとうを言うならば、むしろ警官をこそそり目立たないやうに、学生を刺戟しないやうに配置すること、今度の処置としては常識的なことです。それをしなかつたということに欠点がある。前の鳥養学長も今度の学長も、人格のりつぱな方で、苦心されてゐることは私はよく知つています。けれどもこういう問題は、先ほどの手配がなかつたということは、先ほど国警並びに特審局の方が言つております。ことにブラカードを持つて押しかけて来るなどというものは、計画性がなかつたからできるものではない。その計画がわからなかつたということ、は、大学当局が無能だということである。無能でなかつたら無関心、しから

さればそういう便宜を彼らに与えたと
いう、この三つしかない。私はそうい
う悪い意味でそれを取扱いたくない。
もう一つ私のねらいは、京都大学の
不祥事件をきっかけに、教育の根本を
あなたに建て直してもらいたい。指導
精神を確立してもらいたい。指導
で、実はつづ込んでいます。一京
都大学の問題を取上げてこれこれ言
うではありません。あるいは学長に責
任を負え、あるいは指導部長に責任を
負え、そんなことを言うのではない。
大体今日学生が労働歌を歌つた
り、非常識きわる行動をするとい
うことは、教育者に責任がなくては
ならない。その教育者の責任をどこで
揮するかということ、賢明な文部大
臣からこの機会にはつきりと説明を
得たいというのが私の希望なのです。
これも新聞の論調から申し上げま
すならば、労働者ならともかく、最
高学府の学生が、天皇に対して、
平和をどうしてくれるの、再軍備
をどうしてくれるの、あるいは天皇
制をどうしてくれるのというよう
な、決議文とか公開状を書いて渡
そうとした、これがすでに非常識だ。
憲法を知らないものである。日本の
憲法を一目見たらそれくらいのこと
はわかりやうなものではないか。天
皇はただ国家、国民の象徴であつて、
昔の旧憲法のような権限がないとい
うことは一目瞭然だ。それを最高
学府の京都大学の学生が、軽率に
やつたということは、教育者として
恥じなくちやならぬじやないか、こ
う私は言いたい。これはひとり
京都大学ばかりではありません。わ
れは教育全体を通じて目ざめなけ
ばならない、改革しなければなら
ない。

重大な時期に今当面しているのです。
だからこの機会に文部大臣の御抱負を
承りたい。最近承れば、新しい道徳律
を確立した御声明があるように承つて
おりまして、私は心強く思つておつた
が、一向に出ないのを私はむしろ遺憾
に思う。なおまたかつてはレッド・パ
ージの問題で、世間がかなり騒ぎまし
たけれども、立消えになつてしまつた。
そういうような問題が、ひいてはこ
う京都事件のような、学生の甘えか
けた事件を生じさせたのではないか。
きようは御説を承り、教育の根本を
のめかしていただきたい、かように考
へるのでありますが、この点はいかが
でありますか。

○天野國務大臣 京都大学の出来事につ
いては、世耕さんのおつしやる通り
で、私もそのおつしやるれば一言も
ない、ただ自分たちの至らないこと
をおおむねするはあります。これは一
体どうしたらできるかというこ
とは、非常にむずかしい問題であり
まして、今の京大のような大きな大
学になると、ますますむずかしくな
ることに法経の学生の数が非常に多
いことになると、これはなかなかむ
ずかしいことでもあります。やはり学
長が熱心でも、教授がそれに協同し
てくれなければだめなのです。教授
が学長にほんとうに協力してくれば
初めからできることでもありますが、
それが非常に遺憾だと思つておられ
ます。学長に協力してそういうもの
をしようとする、これは保守反動だ
と言われ、おそれがあるから、それ
でどうも人情としてはそういうこと
をあまりやらない、あるいは積極
的に、むしろ学生の意を迎えるとい
うような人も皆無で

はないかと思つてあります。だから
問題は、教授諸君がほんとうに学
長と一緒にやつてくださるというこ
と以外に道はないように思ひます。
かし一方においてそういうことを
同時に、学生の生活を安定してやる
といふことも、非常に重大な問題で
あります。私が育英資金といふもの
に対して、非常に大切なことと思つて
その力をいれておるのもそのため
でございます。一方においては学生
の生活状態をよくすると同時に、他
方においては、ほんとうに熱心に
教育者という立場を自覚してやつ
ていただくことが、さしあつて私
の今考へておる点であります。

○世耕委員 学生の補導という問題につ
いて、もう少し積極的な何かお考
へはございませんか。このままでは
いけません。今大臣がおつしやる
ように、どうも学生を指導する、あ
るいは補導する教授が、むしろ
運動場になつた例なしとは言へ
ない。かえつてむしろその方
が主でこんな問題が起つて来たの
ではないかという懸念もわいて来る
のであります。そこでそれはそれ
として、教授陣営の改革も必要で
ありまして、さしあつて学生を補
導すべき、もつと何か文部省とし
て対策がなぐちやならぬと思つた
が、この点はお考へございませんか。

○天野國務大臣 実は私は二年間、京
都大学の教授時代、学生課長を兼
ねて、学生の指導ということもや
つてみた経験もありまして、その
後学生の補導部といふのを非常に
弱くしてしまつた。そこに一つの

難点もあると思つております。だから
これを強化することが必要だ。その
予算も出してやるつもりでござい
ます。が、そういう点がすべて都合
が悪くないか、その進歩的といふ
ようなことが、また一般の世間の
風潮が、やつて来て、学生をし
つかりと引締めて行くといふ風
が、どうも足りない。これといふ
のも、戦時中であるいは戦前、い
わゆる極端な国家主義でもつ
て、個人といふものを無視して、
ただ国家がよければ個人はどう
でもよいんだといふようなふう
なやり方をあまりしたために、そ
の反動として何でも個人といふ
もののばかり主張するといふ、
非常にそういう傾向が学生ばかり
でなく、社会に強いて、社会に相
当する力な方々でもそういうふう
な主張をしておるといふような
ふうな、全体の雰囲気があるとい
ふふうな自分自身は思つておる。
これを簡単に正道にもどすといふ
ことがなかなかむずかしい。け
れども自分たちはできるだけの
ことをしようと思つてゐる。た
だ今世耕さんのおつしやるよう
な日常生活の指針といふような
ものをひき出すといふようなこと
を考へるのも、そういう意図によ
るものでございませう。

○世耕委員 御経験のおありになつた
当時の天野学生部長という方が
——あなたのお話を聞かれます
ような人物があれば、こんな問題
は私には出なかつたと思つた。
なおこの新聞等の情報その他の情
報並びに今報告を受けてみますと、
京都大学の学生ばかりでなしに、
近所の学生も集まつて来て騒いで
いるように

す。これは学生部長とかあるいは補
導部長とかいふような者は、全
國的にそういう連絡を保つて、緊
密な關係を持たなければ救い切れ
ないんじやないかと私は思ひま
す。それはただ国立大学だけの
お考えで今の御計画をお持ち
になつておられるのか。また公
立の大学を標準にしてお考えに
なつておられるのか。部分的には
京都の実例でよくわかる。京都
大学へ応援に行つたり、あるいは
京都大学から出かけて来た人
が入つておるといふことは今報
告を受けておるのですが、こ
ういふ点について、何かもつと
進んだお考えが、おありにな
るかどうか。

○天野國務大臣 その点につきま
して、たとえば京都なら京都の、
そのプロックでそういう補導部
の人たちが集まつて、しよつち
ゆう連絡はとつておる。でござ
いませう。しかしそれにもか
かわらず、一ところが起つた
援に行くとか、あるいはこ
ういふことでもあるのでござい
ます。前に京都大学でもつて
総長をかき詰めたような事
件があつたのです。そのときも
調べれば学生は少数であつて、
みなわきから来た学生でない
ものが多数入つてやつておる
といふようなことがありまして、
今度のこともやはり他から
も応援に来ておるのではないかと
私も思つております。

○世耕委員 まだこまかい点
がございまして、文部大臣は
あまり情報などをまだ入手され
ておらないやうであります。こ
れ以上のことをお尋ねする
ことを避けますが、この問題
をきつかけにしてお尋ねして
おきたいことは、大学の自治
という問題であります。こ

の大学の自治ということとき／＼はき違えて、あるいは警備しなくちやならぬところに警備しなかつたり、またすべからざるころへやつたりするといふ点が非常に多いのです。だから大学の自治というのはどういふ程度に限界があるのか。この点は特に法務総裁からもお尋ねしておきたいと思ひます。

○天野國務大臣 これは世耕さん、ひとつ政府委員からお答えさしていただきますかと思ひます。

○稻田政府委員 法制的に申しますれば、ただいま教育公務員特例法がお話の大学の自治に關連する規定を持つておりまして、主としてこれは人事に關するものであります。が、わらうところは學問の研究の自由を保とうといふ点にあるわけでございます。場所的に大学の領域を管理いたしますことは、これはもちろん學長の責任でございます。するけれども、大学の区域といへども治外法権ではないわけであつて、社会上あるいは大学内の秩序を維持する意味におきましては、もとより警察官の助力を必要とするわけでございます。が、この点におきましては、問題は法制的以上、先ほど大臣から申されましたように、教育的の観点から見て、そういう領域を教育にふさわしい状態に保とうといふ点において、ときとして大学の自治という言葉が引用されますけれども、これは法的のものとは考えられないのであります。

○世耕委員 京都大学はすでに大学の自治が数回破壊されているのです。今度なんかもその破壊された事実を認識しておれば、こんな不祥事は起きなかつたはずなんです。それはなぜかとい

うと、大学の自治ということを偏重しているからです。服部学長の談話として新聞に發表されておるようでありまして、これによりまして「服部京大議長談、非常に混雑したので警察に整理を要請した。幸い事故がなく終つたが云々」といふようなことを書いておきます。事故がなく終つたのでなくして、事故があつたのです。学長はこれを事故だと思つたのです。この日本の国家を象徴する天皇が行幸した、そうしたところにプラカードを立てて押し合つたり、十五分の予定を延ばさなければならぬようにしたりする。これは、外国の物笑いなんです。日本の国内の自治は大学です。学生です。こんな状態じゃないかといふことを言われると、国外に日本の信用を落したといふことは、これはもうあまり論ずる必要はないと思ふ。こういう解釈が、私から言へば、誤つてゐる。時代遅れなんです。何回もすでに京都大学は事件を起しているんだから、今度は万全の処置を講じてみたのだが、なお足らなかつたといふのなら、気の毒だが、誠意がないのだ。また極端な議論をする人からいへば、京都大学全体が怪しい。こんな大学に予算をやる必要はないじゃないか、もつとほかの大学へまわした方がよいじゃないか、こういう疑問が、真相をうたない者には出て来るわけである。これははなはだ私は遺憾であると思ふ。大学自治といふことはまことにけつこうなことであるけれども、自治の内容をはき違えないように私はすべきだと思ふので、この意味においてお急ぎのようだから、法務総裁からひとつ承つておきますが、もうすでに特審局長並びに國警

その他では、数日前からこういう騒動があるだらうといふことは承知しておつた、情報も十分入つてゐた。今度はやるぞといふことがわかつておつた。これはどつたりわかつてゐたのに、なぜ京都大学の中へ警官を配置して、この醜態を未然に防ぐことができなかったか。結局法務府自身も及び腰じゃないか。大学の自治といふようなことが頭へはつきり入つてゐなかつたから、こういうことになつたのではないかと。もし私がかりにそういう立場におつたら、この間もこういうみそをつけたじやないか、この上にみそをつけることは國家のために許しがたいからやるといつて、私は断固としてやつたであらうと思ふ。どういふわけで、なぜ遠慮したのですか。

○大橋國務大臣 法務府といたしましては、特審局におきまして大體の情勢判断をいたしておりますので、關係者であります大学当局並びに京都市公安委員會に対しては、相當な警告を發しておるわけでありまして、その警告に對して措置されたのは、公安委員會並びに大学当局でありまして、これ以上特審局といたしましてはかれこれしづをいたす權限がないわけでございます。

○世耕委員 そうなつて来ると、京都大学の当局が非常な大きな失策をしたといふことになつて来るのですが、文部大臣はどうお考えになりますか。

○天野國務大臣 それはもうそういうよりいたし方ございませんが、ただ、ただいまの、事故が起らなかつたとかいうようなことは、はたして新聞の通りに学長が言われたものかどうかかわかりません。よく私などが談話をしても、

その通り出ないこともあります。ただ私は今の学長は、ことに医科の方で非常につつばな方で、また手腕もおりの方で、まだ学長になつたばかりですから、いろ／＼ふなれた点もありだろつと思ひます。私も京都大学に對して「世耕さんができごとをとらえておつしやられれば、これはまことにいたし方ない。私どもは申訳ないといふよりいたし方ございせんが、しかし京都大学の前学長も、今度の学長も、こういうことには非常に熱心になさつてゐるといふことを御了察いただきたいと思ひます。かつ警官を学内に入れるといふことの持つてゐる意味、それが學生に及ぼす心理的影響、そういうものもこの際お考えいただきたいのであります。出た結果からいへば、おつしやられる通りであります。こういうふうに考えまして、結果についてはおわびいたすよりいたし方がないと思ひます。

○世耕委員 見通しがなかつたといふことなのです。結論は結局感覺が鈍かつたといふことなのです。服部学長の人格その他について、私よく存じ上げております。服部学長がそういう難局に立たれたことは、むしろお氣の毒だと思ふ。それは前の総長も同様であります。しかしながら、大学自体が総長の意思を繼いでその通り行つてゐるかどうか、行つてゐないといふことが今度の不祥事の発生じやないかと思ふ。そこを実は改革してもらわなくてはならぬ、こういうふうに申し上げておるのです。ただ総長がその主たる責任の立場になつておるから、お話申し上げるわけでありまして。そういうわけですから、

この点は特に十分に御注意願ひたいといふことをお願いいたします。要するにお尋ね申し上げたことは、大学の自治といふ問題について明確な責任を持つていただきたい。いやしくも大学の自治を高揚する以上、その自治に對する効果を現わすことに努力していただきたいといふことと、かくのごとき事件がもしやむやみに京都大学で華られるようなことがあつたとするならば、これを契機として他に及ぼすことを憂慮いたす關係から、特に問題の御善処をお願いしたいと思ひまして、質問いたしましたつもりであります。これで終ります。

○北川委員長代理 本日はこの程度にいたし、明日は午前十時三十分より開會いたします。

午後四時五十四分散會